

イギリス東インド会社の盛衰

堀江 洋文

今回の人文研総合研究旅行も最終日を迎え、帰国のためにムンバイ(旧ボンベイ)からデリーに向かったが、しばらくの間アラビア海に沿ってインド亜大陸を北上する飛行機から左前方を眺め続けていた。ムンバイから 250 キロ程北上したところに、スラートの町が見えるかもと期待したからである。17 世紀初頭スラートの近海でポルトガル船団を撃破したトーマス・ベスト指揮の東インド会社は、それをきっかけにムガル皇帝の認可を得て、現在では一地方都市になってしまったこのスラートの町にインドで最初の在外商館 (factory) を建て、その後本格的なインド亜大陸での事業展開を行うことになる。

東インド会社は、コルカタ(旧カルカッタ)、チェンナイ(旧マドラス)、ムンバイというインドの 3 つの大都市を中心に事業展開を行い、そのうちチェンナイの東インド会社跡は、2 年前の人文研南インド調査旅行のときに訪れている。1639 年に東インド会社が商館を建て、その後その周りを取り囲むように城塞を建築した場所は、現在セント・ジョージ砦として残されている。¹⁾ マドラス政庁はマイソールのハイダル・アリとの無益な戦争に突入したが、1780 年にはハイダル・アリの軍勢はマドラスに迫り、セント・ジョージ砦から見えるところまで彼の軍勢に攻め込まれたこともあった。一方、ムンバイの東インド会社跡は、今回の調査旅行でも確認しようと試みたが、東インド会社と要塞があったとされる地域は、インド門から海岸に沿って 1 キロ程北上したところに位置し、現在は海軍基地内にあるとのことでアポなしの入場はかなわなかった。ポルトガル貴族ガルシア・デ・オルタのマナー跡に立てられたボンベイ城は 1660 年代に東インド会社が保有することとなるが、現在当時の面影を残すものは、城壁の一部と日時計以外にはほとんどないと言われている。今回の調査では、プリンス・オブ・ウェールズ博物館特別展での古地図と展示で要塞があったフォート地区が時代とともに拡張されていく様子と、エレファント島へ向かう船上から要塞のあった場所とインド門との位置関係を確認しただけに終わった。人文研総合研究旅行では、コルカタの東インド会社跡であるウイリアム要塞には、まだ足を踏み入れていない。

ところで、アジア最強の武力を保持し、イギリス本国より多額の税収入を得て、多くの人民

¹⁾ 商館から砦への発展 (the development from factory to fort) は、海上交易における軍事力に支えられてこそ可能であった。17 世紀初頭にインドに向かう船舶は、長距離海外貿易に伴う危険故に、単に商品の運搬力だけでなく重装備の武器を持った戦闘能力が要求された。軍事力はヨーロッパのアジア交易に不可欠な要素であるが、その背景には、武装貿易の方が平和的交易よりも利益が大きいからの解釈もある。I. Bruce Watson, 'Fortifications and the "Idea" of Force in Early English East India Company Relations with India', *Past and Present*, 88, 70-4.

を支配し、企業家たちがその株式を持ち合い、しかもそれが毎日売買されていた政府となると、このような権力機構に東インド会社という名称をつけることが相応しいかどうか迷うところである。²⁾それほど東インド会社の権限は大きく、またその利害関係は複雑であり時代とともに変遷した。加えて、単に「国家イギリスの植民地経営の請負機関」という定義では把握できない、実に不思議な組織体でもあった。但し、東インド会社が南満州鉄道会社(満鉄)のような国策植民会社であったとの解釈も、イギリス政府と東インド会社の関係を見ていくと正しくない。何故そのような巨大組織が誕生し、西欧の国家運営の常識からは理解できない特異な「経営体」となっていったかは、まずその誕生の事情に言及する必要がある。

1. 東インド会社形成期

東インド会社という本来ならば一貿易会社が、約 250 年の間植民地支配の中核になるには、エリザベス 1 世期の言わば「冒険的対外交渉の拡大期」を経る必要があった。エリザベス 1 世は治世当初より、ヨーロッパ諸国間のバランス・オブ・パワーに腐心した慎重な外交政策を展開したが、1588 年のスペイン無敵艦隊に対する勝利をきっかけに、これまで以上に対外積極路線を展開するようになる。³⁾しかし、16 世紀後半から顕著化する積極的交易政策も、その中心は 1560 年代後半からのフランシス・ドレークやジョン・ホーキンス等の活躍で徐々に基盤を築きつつあったカリブ海地域に重点がおかれ、17 世紀を迎える時点でインドや東南アジアを含めた東方貿易に確固たる基礎を作り上げることはならなかった。もちろんイングランドとしても、アジア地域での権益確保のために、ただ手をこまねいていたわけではない。イングランドは 16 世紀当初より約 100 年近くにわたって東方貿易に関心を抱いてきたが、実質目立った成果も上げられずに、ほとんどの東方権益は、ポルトガル、スペイン、オランダの手に握られることとなる。これは、1492 年のコロンブスの大西洋横断、スペインとポルトガルの海外領土分割を規定した 94 年のトルデジヤス条約、98 年のバスコ・ダ・ガマによる喜望峰回りのインド航路発見と続く両国の世界分割統治構想が進展したことと、ヨーロッパでのパワー・ポリティックスでイングランドがライバル国に対し優位を占めることができなかったことに起因する。スペインとポルトガルの世界分割は教皇の承認も得て、更に 1529 年に批准されたサラゴサ条約によって、両国は世界分割のためのアジアを通るもう一つの子午線を、その後若干の調整はあるがモルッカ諸島の東、ニューギニア中央部を通る線で合意した。これにより、マカオ

²⁾ ブライアン・ガードナー『イギリス東インド会社』浜本正夫訳、リプロボート、iii~iv。

³⁾ エリザベス 1 世期当初の慎重な外交政策については、拙稿『The Lutheran Influence on the Elizabethan Settlement, 1558-1563』, *Historical Journal*, 34, 3 (1991), pp. 519-37 を参照されたい。

あるいは香辛料の産地モルッカ諸島を含む東南アジア地域の多くは、ポルトガルの手に乗せられることとなる。もちろん正確に経度を測定することが難しい時代であるから、スペイン船が境界を越えて入り込むことはしばしばあった。⁴⁾ スペインがカリブ、中南米、そして太平洋を渡ってフィリピンへ勢力を集中させたのに対し、ポルトガルは、アフリカ沿岸からインド西海岸(ディウ、ダマン、ゴア、カリカット、コーチン)及びマラッカから今日のインドネシアに及ぶ広大な地域に影響力を保持したため、イングランドの東方進出はポルトガルの権益との衝突を意味した。16世紀後半にイングランドはカリブ海沿岸でスペイン権益に対し「海賊行為」を行い、それが原因でスペインと衝突を繰り返し、1588年のスペイン無敵艦隊派遣のきっかけを作ることとなる。そして、1580年から1640年までポルトガルはスペインに併合されていたこともあり、17世紀前半には東方においてもスペイン・ポルトガル権益との正面衝突の時代を迎えると思われた。⁵⁾ しかしこの時期、イングランドの市上においては大西洋及び東インドへの冒険的進出が話題に上っていたのに対し、スペインに併合されたポルトガルは徐々にその力を減退させていた。⁶⁾

そのような力の真空地帯に入り込んだのは、イングランドではなくオランダであった。1580年頃から活発化したオランダの東方進出は、スペインを意識したイングランド女王の慎重さとは対照的に、政府の後ろ盾を得て香辛料貿易に積極的に関与していった。⁷⁾ エリザベス1世の東方海上貿易に対する消極性は、少なくとも1588年まではスペインへの配慮、それ以後は強大化するオランダ海軍の脅威に起因していたと考えられるが、オランダ型積極外交を求める貿易商人達の要求に一部答える形で、イングランドも地中海、レバノン、ペルシャ湾岸を通してインドや東南アジア諸島へ達する陸路の開拓を目指そうとする。1581年に設立された特許会社

⁴⁾ Henry Kamen, *Spain's Road to Empire* (London, 2002), pp. 199-200.

⁵⁾ スペインに併合された60年間については、海洋国家ポルトガルの歴史を展示するリスボンの海洋博物館(Museu da Marinha)も、リスボン市史をたどる市立博物館(Museu da Cidade)も殆ど沈黙を守っている。この時期のインドに関するポルトガル側史料は比較的貧弱であるのに対し、現モロッコのタンジールとインドのボンベイを持参金として1661年にイングランドに譲り渡した、イングランドのチャールズ2世とブラガンサ王朝初代国王ジョアン4世の王女カタリナの結婚は、市立博物館でもかなり詳細に取り上げられている。ボンベイはその7年後、東インド会社に年間10ポンドでリースされている。ボンベイのような良港を手放す理由としては、ボンベイの統治と発展のためには多額の資金が必要であるとチャールズ2世が判断したためであろうとされている。

⁶⁾ Jan Glete, *Warfare at Sea, 1500-1650: Maritime Conflicts and the Transformation of Europe* (2000, London), pp. 76-84. ポルトガル海軍のこの時期の衰退の理由については、詳細な研究がまだされていない。

⁷⁾ ヨーロッパでの反ハプスブルク・スペインに対する英蘭同盟は、東南アジアの香辛料貿易に反映されることはなかった。オランダ東インド会社(VOC, Vereenighde Oostindische Compagnie)は、モルッカ諸島テルナテ島のスルタンと同盟契約関係を結び、軍事的援助と引き換えに香辛料貿易の独占を目指して、ポルトガルや特にイングランド商人との衝突を繰り返した。ハーグ駐在イングランド大使は、しばしばVOCによる貿易と海運の自由の蹂躪に対し抗議を行っている。「海洋自由論」で知られるグロティウスは、この地域の統治者との同盟契約関係が優先し、貿易・海運の自由はそれによって制限されることを主張し、オランダによる香辛料交易の独占を擁護している。Martine Julia van Ittersum, *Profit and Principle: Hugo Grotius, Natural Rights Theories and the Rise of Dutch Power in the East Indies 1595-1615* (Leiden & Boston, 2006), pp. 371-80.

(chartered company)であるレヴァント・カンパニー(Levant Company)等の努力はあったが、インドへの陸路が、安全上もコストの上でも失敗に終わることは目に見えていた。⁸⁾その後、政府の後ろ盾の無い個人の努力による東方遠洋航海の事例はあるが全て失敗に終わり、1600年12月31日に女王の特許状The Governor and Company of Merchants of London, Trading into the East-Indiesの発行をもって東インド会社が設立される。⁹⁾イングランド王室の方針転換の最大の理由は、特許状による独占的交易を東インド会社に認めることで、危機的状況にあった王室財政に多大な資金が流入することが期待されたからである。エリザベス1世の統治末期においては王の大権(prerogative)に属し開封勅許状の発行をもって認可される独占権の付与は、廷臣等への女王の愛顧の印として与えられたほかに、王室財政の改善に寄与する目的が特に重視された。更にこのような交易の促進は、停滞気味の経済を活性化するきっかけになるとも考えられた。

東インド会社が設立されて最初に直面したのはオランダの脅威であったが、東方でのイングランド製品に対する需要も殆どない状況であった。設立から17世紀半ばにかけての困難な東インド会社形成期において、特許状の内容はその後の会社の成功の基礎となるものであった。事実東インド会社が受けた特権は、レヴァント・カンパニー等が受けたものよりかなり恵まれたものであり、特許状にそれらの特権の内容が明示されている。まず、東インド会社は征服と植民地化ではなく、貿易と利益の追求に専心することが規定され、そのためにイングランドと東方間の交易の独占権が付与された。設立当時の趣旨から見て、いわゆる国策植民会社でないことは明らかである。最大の競争相手であったオランダ東インド会社と違い、この会社は特許状の内容からして当初は国家の関与が最小限に抑えられていた。国の外交を妨げない限り、東インド会社は国の干渉を受けることなく、経営や東方貿易を独自に行うことが許されていた。しかし、その後2世紀の発展の中で、両者の関わりは深まりを増していく。それは、国家も東インド会社も東方貿易からの利益を享受していたからであり、会社の存立そのものが国王大権による特許状の発行に基づいていたからである。

東インド会社の財政組織は共同出資の原則を基礎に形成され、これまでのような強い規制のかかった貿易会社ではなかったし、また国家の富の移動に関する諸法の存在にもかかわらず、

⁸⁾ レヴァント・カンパニーは地中海東部、今のトルコ、シリア、レバノン等を主要交易地とし、コンスタンティノーブル、スミルナ(今のイズミール)、シリア内陸のアレッポ(交易港はアレキサンドレッタ、今のイスケンデルン)に商館を持ち、東方との交易もペルシャ湾やユーフラテス川沿いに行い、アレッポが一大中継基地となっていた。しかし16世紀後半に、オランダ及びイングランドもポルトガルに対抗して喜望峯周りのインド航路を開拓すると、陸路を使った香辛料の価格競争力で劣るレヴァント・カンパニーは大きな打撃を受ける。単にオランダとの競争だけでなく、イングランドの東インド会社との競争もあったが、後者の設立に関しては、実はレヴァント・カンパニーの主要メンバーの多くが関与していた。Alfred C. Wood, *A History of the Levant Company* (London, 1964), pp. 30-2, 59-79.

⁹⁾ Philip Lawson, *The East India Company: A History* (Harlow 1993), pp. 10-17.

東方との交易品購入のために国内からの銀塊の持ち出しがほぼ自由に許されていた。国家の富が鑄造貨幣や銀塊等の金属で推し量られていた時代に、しかも東方での銀塊の価値が欧州のその数の数倍に達していたことを考えると、このような法令適用免除は創立期の東インド会社にとり大きな援護となった。¹⁰⁾ 更に特許状は、会社運営の内部組織まで言及し、東インド株所有者の集まりである株主会(Court of Proprietors とか General Court あるいは単に Court と呼ばれる)、株主会で選ばれる取締役(directors)、各取締役が代表する数ある小委員会(subcommittee)、そして取締役会で選ばれる総裁(governor)というように会社組織が詳細に規定されていた。¹¹⁾ このような東インド会社の特質の中でも、ベニスやオランダの経験から取り入れられた共同出資の考え方が、予想のつかない東方への長距離航海で成功を導く大きなきっかけとなった。これまで数人の出資者が全てをかけて投資していた東方交易に、リスクを分散し、成功裏には多くの出資者に配当がなされ、失敗によっても出資者を倒産に導くことのないこの制度は、徐々にではあるが 17 世紀半ばには確立されることとなるが、最初の共同出資(First Joint Stock)は 1613 年に始められている。東方貿易における純粋な共同出資の原則とは、出資者が特定の東方航海に対してではなく、継続的に無制限に東インド会社に投資できる状況を意味し、このように投資された株(いわゆる東インド株)はロンドンのレドゥンホール街の東インド会社本社(East India House)で取引された。¹²⁾ 但し、17 世紀半ばに共同出資の考えが定着するまでは、東インド会社の成功は、その優れた運営組織と会社に付与された貿易特権

¹⁰⁾ 銀塊の東方への流出は、オランダをはじめ他のヨーロッパ諸国の東方交易でも問題となっていたが、銀塊を流出させずアジア製品の購入のために必要な収益をあげるためには、大きな需要を生み出す価格設定でヨーロッパ製品を提供する必要があったが、ヨーロッパ諸国にはこの時点ではまだそれが出来なかった。ヨーロッパはアジアに対して、科学、技術力では勝っていたが、産業革命の大量生産まではアジアに対する価格優位は実現されていなかった。Om Prakash, *The Dutch East India Company and the Economy of Bengal, 1630-1720* (Princeton, New Jersey, 1985), p. 12.

¹¹⁾ 株主会において投票権のある株主は、17 世紀初頭においては最低 200 ポンドの株所有者と規定されていた。株主会は東インド会社の最高機関であったが、集まることも少なく日常の経営には殆ど関与しなかった。経営は、総裁、副総裁、24 人の取締役からなる役員会(Court of Committees)に任せられ、役員会や小委員会は頻繁に会議を開き経営方針を議論し、日々の売買、商談を統括した。また、取締役の多くは、既に海運業や銀行業を営む企業人であった。John Keay, *The Honourable Company: A History of the English East India Company* (New York, 1991), p. 26-7.

¹²⁾ 模範となったはずのオランダの共同出資の原則は、それほどうまくいっていたとは思われない。オランダ東インド会社は、1610 年 4 月まで一般投資家への配当金の支払いを行わなかった。投資額に対する低い収益に不満を持った VOC の一般投資家の間には、VOC よりもフランス東インド会社への投資に魅力を感じる者もいた。私掠船による海賊行為によって得た財貨も、取締役にまわるか、交易の収益と共に一般投資家に還元されるよりは VOC の東南アジアでの軍事力、特に海軍力強化のために再投資された。イングランドの東インド会社と違い、VOC の一般投資家には、会社の政策決定に関する発言権は全くなかった。VOC の最初の共同出資は 1612 年に解消されることになっており、その時点で取締役会は会計報告を行い、株主は会社の全ての資金を自由に処分できることになっていた。2 回目の共同出資を可能にするためには、それまでに何らかの形で配当を実現し株主の不満を和らげる必要があった。そのためには会社の純益の改善が必須であり、VOC 取締役会はグロティウスの助けを借りて国に援助を求める。その結果の一つが、海軍局(Admiralty Board)による艦船や銃、弾薬の援助であり、これによって東南アジアでの VOC の戦費が削減されたのみならず、このことは、イングランドと違いオランダが、17 世紀前半には国家をあげて民間交易会社の香辛料取引に深く関わっていたことを意味する。Ittersum, *Profit and Principle*, pp. 173-88.

によるところが大きい。組織の中でも 24 人の取締役がそれぞれ代表する小委員会の制度は、決定のスピードを速め、各種懸案事項への詳細な対応を可能とした。一方、会社設立段階で王室が与えた貿易特権は、投資家の信頼獲得に大きく寄与したし、単に東方からの交易品に対する独占輸入権が与えられただけでなく、私的な海賊的東方航海のように東インド会社の営業を妨害する行為の禁止も含んでいた。更に上述のごとく、東インド会社がインド洋の各港での製品購入のために、銀塊をほぼ自由に持ち出すことを特許状により認められたことは、東南アジアの香辛料市場でもこれら銀塊が交易に直接使われたことを考えると重要な決定であった。王室による特権の付与は、国の貿易政策がどちらの方向に向かうのか不安視されている時期に、国が東インド会社に明確な公的承認を与えたことを意味しその意義は大きい。¹³⁾

特許状による独占交易権を与えられた東インド会社であったが、当初は香辛料市場地域の支配者や商人の偏見だけでなく、オランダやポルトガルの公然たる敵対行為に悩まされることとなる。それでも銀塊と交易品を積み込んだ船団は、ロンドンを発つと途中ヨーロッパ諸国市場で更に必要品を調達し、紅海やペルシャ湾、そしてインド西海岸の港に立ち寄りながら、繊維製品等と交換をしてジャワやスマトラ等の東南アジアへ向かい、香辛料、砂糖、硝石等をロンドンに持ち帰ったのであった。しかし、香辛料の中でも軽量で輸送が難しくなく且つ価値も高かったゆえに特に珍重された胡椒は、オランダとの競争もあり市場に溢れ 1630 年頃には価格下落を起こしていた。イングランドにとって 1620 年からの約 20 年間は、内外の様々な危機に見舞われ経済的にも困難な時期であったが、この頃はヨーロッパ全体も経済・信用危機の中にあった。そのため東インド会社は、交易品の多角化を図り、クローヴやナツメグ等胡椒以外の香辛料をはじめ、特に染料として用いられる藍や肉の保存のための硝石をインドから獲得しようとしている。取り扱い商品の多角化と商圏の拡大によって、会社の交易船の寄港地に商館員 (factor) を置いた倉庫システムが完備し始めたことは言うまでもない。交易船は寄港すると積荷を降ろし、地元商人との取引の時間を取られずに必要物資を積み込んで次の寄港地へ向かうことができた。

初期の東インド会社発展のためには、外交的努力も不可欠であった。インド西海岸にゴア、カリカット、ディウのような基地を持つポルトガルに対し、スラートの商館を確固たるものにするためには、ムガル皇帝との交渉を行ないムガル帝国の統治の実態を調査する必要がある。皇帝アクバルの時代である 17 世紀初頭には、ヨーロッパ人が交易港として望む主要港湾地域を含めインド亜大陸の 75 パーセントを実効支配していたムガル帝国ではあったが、インド・ヒンドゥー社会全般との接触は希薄であり、イスラム帝国と一般ヒンドゥー民衆との接点は徴税官を通じてのものぐらいに限られていた。東インド会社がインドでの交易を望む

¹³⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 18-23.

以上、地元商人との接触以前に、商館設置のような大きな動きにはムガル皇帝の認可が必要であった。当時アクバルの後継者ジャハーンギールが居住するアグラでは、ポルトガルが大きな影響力を持っていたので、イングランドのジェームズ1世は、チュルク語を話すウィリアム・ホーキンスを大使とする使節をアグラのジャハーンギールに送って、インドにおける商館設置の承認を要請した。1612年のスラートでのポルトガル船団撃破が、商館設置承認の大きな後押しとなったことは容易に想像がつく。¹⁴⁾ ムガル帝国は独自の海軍を持たなかったため、ヨーロッパ諸国の海軍・海運力に常に注意をはらっていたが、ここに至って今までのポルトガルとの連携に修正を加える必要が生まれてきた。東インド会社にとっても、武力による外交上の勝利を目撃したことは、今後の会社の発展に大きく影響する事件でもあった。但し、交易は武器、軍勢力を背景に行う必要があるとの認識が東インド会社にこの時期にあったかとの問いには、否定的にならざるをえない。そもそも武力による東方交易の拡大は、当時の東インド会社の力からして考えられず、会社の船舶に積載された限られた火器も、海賊や会社の貿易特権を侵すもぐり商人に対峙するためのものであって、決して侵略的東方貿易の拡大の切り札になりえるまでの力は無かった。敵対行為の回避は当時のロンドンの会社上層部からの指令であり、利益追求が最大の目標とされ、その意味ではこの時期のインドにおける東インド会社の活動は、このような期待に沿うものであった。¹⁵⁾

しかし、1628年以降しばらく続いたヨーロッパの経済不況は、東インド会社の将来に一時的にせよ陰りをもたらした。30年戦争も交易にとっては大きな負の要因であり、加えてグジャラートにおける戦争や飢饉はスラート商館の近郊地域を荒廃させ、会社は活動の中心をベンガル湾側のマスリパトナムに移さざるをえず、結果として収益の減少をもたらした。会社の成長と拡大は、商館員の給与や商館建設、商船等の武装護衛、人員の増大等に伴う経費の拡大をも誘発していた。東方には活動拠点が増えすぎ、投下資本や支払われる配当を考えると不十分な収益しか生み出していない状況が、不況とともに急激に明らかとなった。このような危機的経済状況に対して会社の取った対応策は、経費削減と東方交易活動の再編であった。危機は経済面だけでなく、東インド会社にとってはこの時期オランダとの競争が大きな問題となってくる。1602年の創設以後オランダ東インド会社は、イングランド東インド会社よりも資金調達力に優れ、より装備に勝る船団を持ち、東方香辛料のヨーロッパへの輸送の独占確保のために必要なあらゆる手段を用いる体制が整っていた。このようなオランダとイングランドの東インド会社と同じ基盤で競争することが不可能であることは、1623年にモロッカ島のアンボイナで起きた

¹⁴⁾ Marguerite Eyer Wilbur, *The East India Company and the British Empire in the Far East* (New York, 1970 reissued), pp. 43-51, 58-60.

¹⁵⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 26-9.

オランダによるイングランド商館員の虐殺事件で明らかとなった。¹⁶⁾ 以後イングランド東インド会社は東方香辛料交易から徐々に撤退し、オランダ権益との直接衝突の可能性の少ないスラトやマスリパトナム等のインド亜大陸での交易に活動の拠点をシフトしていく。会社は既に翌年5月の国王への嘆願書のなかで、力不足からこの地域での交易の放棄を決定したことを報告し、残る船舶や製品の本国への移送のため支援を要請している。¹⁷⁾ このような拠点のシフトがアンボイナ事件の結果であるのか、既に始まっていた香辛料交易後退傾向の当然の帰結なのかは議論の分かれるところであるが、東南アジア地域でのオランダの圧倒的力が一つの大きな要因であったことは否定できない。

この時期の東インド会社の危機は、ステュアート王朝との関係という国内的要因によっても増幅された。ジェームズ1世及びチャールズ1世期には、関税等を通じ東インド会社がもたらす富は、王室財政にとって重要な資金となっており、そのことは国王達も十分に理解していた。その証拠に、両王とも治世を通じて東インド会社の特許状を認めているし、会社の胡椒交易の独占に関しても布告でもってその権限を守っている。しかし王室財務体質の改善を希求して、両王は東インド会社を東方交易の主たるエイジェントとしながらも、更なる収益をもたらしえる他の私的機関にも東方交易の王室認可を与えようとしたのである。王室財政が危機的状況にあった1618年、ジェームズ1世はジェームズ・カニンガム卿を中心としたグループによるスコットランド東インド会社設立要請に認可を与え更なる財源の獲得を狙うが、この時は東インド会社による設立反対のロビー活動や王室への追加的財政支援金の提供もありスコットランドへの特許状は撤回されている。チャールズ1世も同じく財政上の要請からコーティーン協会(Courteen Association)という私的交易グループに、東インド会社船団の活動地域以外での東方交易に対し特許状を発行するが、結局この協会が王室財政に貢献することは無かった。しかし、一連の王室財政改善の動きが、東インド会社に無用な資金と人員の供出を余儀なくさせた事実を指摘する必要があるが、その他に、東インド会社が成長期に入るこの頃から、その特許状と貿易特権に対する激しい反発が聞かれ始めたことも確認しておかなければならない。反発の根拠は、独占の是認が国王大権の乱用或いは個人の自由の制限に当たるとするものであったが、17世紀初頭のこのような独占批判の議論が東インド会社の存続にとって如何に危険なものであったかは、当時の庶民院に設けられた所謂自由貿易委員会(Free Trade Committee)の議論を見れば明らかである。イングランドにおいて独占は、實際上或いはイデオロギー上の両方の

¹⁶⁾ D.K. Basset, 'The Amboyna Massacre of 1623', *Journal of Southeast Asian History*, 1:2(1960). アンボイナ虐殺事件がその後イングランドにおいて、3度の英蘭戦争のたびに反オランダ・プロバガンダに利用される様子は、末廣幹「ブリタニアの胎動——反オランダ意識と海洋帝国ブリテンのイメージ——」『帝国化するイギリス 十七世紀の商業社会と文化の諸相』小野功生、大西晴樹編、彩流社に詳述されている。

¹⁷⁾ *Calendar of State Papers, Domestic, James I. 1623-1625*, p. 262.

理由から批判を受けたが、東インド会社の支持者達は、イングランドの競争相手国も東方貿易においては独占を確保しており、独占貿易においてのみ東方での成功を勝ち得るとの主張を展開し、反発を回避しようと試みたのである。東インド会社が享受した各種特権、特に銀塊の海外持ち出し(輸出)特権も批判の対象であった。うまく運営された国家経済は、貿易黒字によって鑄造貨幣の準備高が大きくなることであると考えられていた時代に、東インド会社の銀塊海外持ち出しに疑惑の目が向けられたことには何の不思議もない。それ故東インド会社の支持者達は、このような国家の富の測定方法が間違いであることを示す必要があった。¹⁸⁾

更に大内乱(1642-49)も、東インド会社の経営にとって難しい局面を作り出した。東インド会社の商船が海戦のために徴用されたりしたが、会社内部が王党派と議会派に分裂したことが会社の経営上は致命的であった。しかしそれも1640年代終わりには、会社内の王党派は追放され、東インド会社は議会派支持で統一されることとなった。1649年のチャールズ1世の処刑と議会派の勝利によって、会社指導部は勝者に味方したことへの見返りを期待したが、実際にはステュアート王朝時代同様、新政府への融資を強制されるという期待はずれの結果となった。更に議会の新指導層は、東インド会社が持つ東方貿易での独占的各種特権に関してもその維持に熱心ではなく、逆に、ロンドンの東インド会社の力を弱め、イングランドの全ての交易者に東方貿易での平等な競争の機会を与えるという、俗に「ロンドン以外の外港の復讐」(outport's revenge)といわれる状況を容認した。ここで問題となるのが、チャールズ1世の処刑後は、だれの権限に基づいて東インド会社は経営を続けるのかという疑問である。議会による特許状の交付の先例はなく、特許状の更新も1654年に迫っているという状況であった。1653年にオリヴァー・クロムウェルは、一旦東インド会社の特許状を更新しないことを決める。クロムウェルの支持者達は、ステュアート王制の権力乱用と結びつく国王大権に基づく特許状の交付にイデオロギイ的反感を抱いており、クロムウェルの決断はこのような批判の声に配慮したものと考えられる。しかし、その決定からおよそ5年間、イングランドの東方貿易は崩壊し、貿易商会も国家も共に東方貿易からの利益が得られない状況に至って、クロムウェルも1657年に東インド会社に対し新しい独占特許状の交付に同意するのである。¹⁹⁾以後、王党派、議会派を問わず、東方における有利な交易の実現のために東インド会社のみが最も効率の高い会社

¹⁸⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 30-6.

¹⁹⁾ 特許状交付に対する反対意見は枢密院内にもあったようで、会社役員が枢密院の審議に呼ばれ交付に反対する意見に回答を求められている。*Calendar of State Papers, Domestic, 1657-8, Council (Day's Proceeding)*, p. 62. 貿易商人組合に与えられた特許状による貿易独占に対しては、既に17世紀初頭から自由貿易論の立場から廃止を要求する声が高まっていた。アントワープを中心としたネーデルランドに主に広幅生地織を輸出し、その他幅広い交易特権を享受していたマーチャント・アドヴェンチャラーズに対する批判は、主に地方、特に特定5港(Cinque Ports)に代表されるロンドン以外の外港や西部諸州の織元、もぐり商人等から上がっていた。詳細は、常行敏夫「1620年代の不況期におけるイギリス絶対王制の経済政策(上)(下)―特にマーチャント・アドヴェンチャラーズの貿易独占をめぐる―」『専修経済学論集』第17巻2号、3号。

であることが認知される。²⁰⁾

2. 東インド会社復興期

17世紀後半から18世紀はじめにかけては、東インド会社が17世紀前半の混乱期から復興を果たした時期と理解できよう。もちろんこの期間にも、特に1688年の名誉革命以後、東インド会社の東方貿易独占に対する反発が止むことはなかった。1660年から名誉革命に至る王制期に東インド会社の活動の拡大の基礎となったのは、クロムウェルの特許状であった。チャールズ2世が王位についた時、空位時代(interregnum)の法や認可事項は全て無効とされ、東インド会社の特許状も例外ではなかったが、1661年にはクロムウェル時代同様に完全な特権を伴った特許状が交付されている。これ以後、世界貿易の活況も味方して、東インド会社の経営は回復基調に転じる。この時期の貿易の活況は、オランダの海上交易の圧倒的力と影響力によるところが大きい。東インド会社が扱う品目の多様化を通じ時代の要請にうまく対応したこともその要因の一つに挙げられよう。²¹⁾17世紀前半には胡椒をはじめとする香辛料が交易の大半を占めていたが、17世紀後半には交易の中心がインド亜大陸にシフトするにつれて、綿、キャラコ、絹等が主要交易品の中心を占めるに至り、18世紀に入ると拡大する支那との取引を通じ、お茶が東インド会社の主要取り扱い品目となる。チャールズ2世の王政復古の初年度に20%だった株主への配当は、名誉革命前後には50%に上昇し、しかもこれらの配当がいつもながらのステュアート王朝からの王室財政支援要求に応じてなお且つ達成されたことは驚きである。このような会社の成功を後押ししたのが、ウエストミンスターにおける、特に庶民院における東インド会社独占権に対する強力な支持である。インド亜大陸における東インド会社の勢力拡大は、イングランドの軍隊による直接征服・統治なしに行われた故に、一般に「私的な帝国形成の試み」とか「代理による帝国形成」と呼ばれるが、それは事実としても、その背後には東インド会社の独占権を維持するという国の政策が会社の勢力拡大を支持した事実も指摘される必要がある。後期ステュアート王朝はその他にも積極的交易政策を展開し、東インド会社の発展を間接的に援助している。クロムウェル期の残余議会(Rump Parliament)に続きステュアート期においても航海法を成立させ、イングランドはオランダの仲介貿易及び海上権に打撃を与えようとするが、英蘭戦争の試練を覚悟してまでの積極的交易政策の採用は、ステュアート王

²⁰⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 38-40.

²¹⁾ 1630年代以降、オランダにとってもインドはその通商戦略にとって重要な位置を占めるようになる。アラビアから東は日本にまで至るアジア内交易の発展によって、この頃ヨーロッパを出帆した交易船の半分近くがそのままアジアに残り、インドを含むアジア内貿易に使用されている。特にベンガルは、オランダ東インド会社にとっても交易の中心を占める地域となった。Prakash, *The Dutch East India Company*, pp. 7, 15-20, 53-89.

政にとって東インド会社の東方交易拡大が王室の存続と繁栄に直接関連していたことを物語っている。²²⁾

東方における東インド会社の根拠地の中での最重要地は、インドのボンベイ、マドラス、カルカッタである。チャールズ2世がボンベイを東インド会社に10ポンドで売却した後50年間は、気候と疫病故に最も人気のない赴任地であったにもかかわらず、この良港は発展を続ける。互いに敵対関係にあるムガル帝国とマラータ勢力の間に位置し、特にマラータの脅威に直面しながらも、ボンベイは総督ジェラルド・アウンギールの指導下で、スラートを超えるインド西海岸第一の交易センターの地位を得る。これに対し東海岸のマドラスやカルカッタの発展は、ボンベイの成長の速度には遅れをとったが、2都市のうちでは、イングランドの交易がより活発であったコロマンデル海岸を抱えるマドラスの方が、ベンガル湾のカルカッタに先んじて発展している。カルカッタ独立管区政庁(*presidency*)が、東インド会社で最も影響力ある政庁として発展するのは18世紀になってからである。18世紀になってこれら3つの政庁は、東インド会社の貿易のみならず領土的拡大の中心となるのであるが、17世紀後半から18世紀初頭にかけては、これら3地域もインド亜大陸におけるイングランドの飛地に過ぎなかった。実際 *firman* と呼ばれるムガル帝国内での交易許可を与えた皇帝勅書が東インド会社に許容する活動範囲は、この3都市とその周辺に限られていた。しかし、ロンドン及び東方地域の東インド会社従業員の効率的行政手腕によって独立管区政庁制は機能し、ペルシャ湾からジャワに至るまで交易ネットワークが出来上がった。この成功の鍵となったのは、これまで東インド会社が造船から船舶の所有まで抱えていたのを、1657年の特許状交付以後これらを放棄し、東インド貿易船(*East Indiamen*)と呼ばれる船団を雇って東方との交易に従事させたことである。このようなお抱え船団の放棄は経費節約に貢献し、付随的に保険市場の興隆を促した。²³⁾

しかし、このような王政復古期の予想以上の発展も、1688年以後のボンベイとベンガルにおけるムガル帝国に対する会社の挑発的行為及び敗北によって、一時的後退を余儀なくされる。幸運にもこの時は、皇帝アウラングゼーブの寛容的対応によって、会社は3つの政庁への特権を再度認可する *firman* を得て危機を脱する。このアウラングゼーブとの軋轢の中心にいたのはチャイルド(*Sir John Child*)であったが、弱体化したムガル帝政に乗じて商業的利益を追

²²⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 43-6.

²³⁾ 東インド会社が雇った船舶は、長距離で危険な航海に耐えられる特別規格で、会社が必要とする船数は正確に計算されていた。そのため1770年代には少数の資本家が会社用船の建造を独占してこれら船舶を保有し、船舶管理人(*ship's husband*)に船の管理や運営を任せた。こうして東インド会社における船舶海運権益を守るため、船舶所有者、管理人、そして船長から構成される排他的組織 *Committee of Managing Owners* が設立され、所謂 *Old Shipowners* を形成したのである。アメリカ独立戦争時に用船料が高騰し、会社取締役会は、新しい資本家達(*New Shipowners*)に船舶建造を働きかけるが、前者の強い反対に会う。結果的には、会社は用船価格の下落を勝ち取る。C.H. Philips, *The East India Company 1784-1834* (Manchester, 1961 reprint), pp. 80-3.

求しようとした彼と、1750年代に登場し同じような意図から東インド会社の領土的拡大の切っ掛けを作るクライヴと間には、遂行の能力・方法と武器等の資源において大きな相違があった。チャイルドの時代には会社側兵員とムガル帝国とでは、使用武器類の性能において殆ど優劣がつけられなかったのが、その後のヨーロッパ製造兵器の目覚ましい発達は、インドにおける会社の軍事的役割の性格を完全に変えるものであった。²⁴⁾ 東インド会社の軍事的、帝国主義的拡大策は18世紀の現象であるとの通説とは異なり、既にステュアート朝末期において会社は、ステュアート王朝と組んで野心的な海外進展策に転じたと考えられる。現地インドで挑発的行動をムガルに対し行ったチャイルド、及びロンドンの会社指導部でステュアート王制と密接な関係を維持して海外積極策を提唱したもう一人のチャイルド(Sir Josia Child)の二人の活動に象徴される、「平和的交易の優先」というこれまでの東インド会社の方針からの転換は、インドにおいては手痛い敗北を喫するが、イングランド国内においても、ヨーロッパ中心的視点を持つウィリアム3世とメアリー2世の登場によって、会社への圧力となって大きく跳ね返ってくる。²⁵⁾ しかも、特許状の更新は1690年に迫っていたし、この頃から東インド会社は、トーリーとホイッグの対立という政党政治の波風をまともに受けることとなる。会社はチャイルドの指導下でトーリーとの関係を深めるが、ウィリアムとメアリーの共同王位下ではトーリーの勢力が大きく低下し、逆に影響力を高めたホイッグの政治家達は、シティーにおける東インド会社の勢力と特権に批判を集中させたのである。²⁶⁾

17世紀末から18世紀初頭にかけての議会とシティー金融ネットワーク両方での東インド会社批判は、トーリーの党员全てが会社支持でもなく、またホイッグの党员全員が会社に批判的であったわけではないことから、単純に2大政党間の論争と見るべきではない。争点は、今後東方貿易の発展の権限を誰が握るかという問題であった。例えば、庶民院特別委員会は会社への特許状更新に代わって、現会社の制限的な会員資格規定を緩和し独占権限を弱めたよりオープンな共同出資会社の設立を提案しているし、1694年には庶民院の反東インド会社勢力は、全てのイングランドの臣民は議会制定法によって禁じられない限り、東インド交易の平等な権限を有するとの決議を採択に導いている。この決議の文言は、誰が特定の貿易特権を享受するかを決定する件において、これまでの王室ではなく議会に第1次決定権があることを匂わしている点で、王室にとっては今後の展開を暗示する決議でもあった。このような決議の具体化が見

²⁴⁾ クライヴの時代以後、インド人統治者もイギリス軍と同程度の軍事技術にアクセスが可能であって、砲は僅かにイギリス軍が有利であったが、その中でイギリス軍の勝利を決定づけたのは、銃火器の威力ではなくより優れた軍事的、政治的、財政的組織力であったとの説もある。Bruce Lenman and Philip Lawson, 'Robert Clive, The "Black Jagir", and British Politics', *Historical Journal*, 26, 4 (1983), 808-9.

²⁵⁾ チャイルドは東インド会社所属以外のイングランド船舶に対する略奪やハラスメントでも知られ、このような不法行為に対する船主からの嘆願書が庶民院に上げられている。 *Calendar of State Papers, Domestic, William & Mary; Feb. 1689-April 1690*, p. 129.

²⁶⁾ Lawson, *The East India Company*, pp.46-52.

られるのは、まず 1695 年に反東インド会社のイングランド商人達が、ウェストミンスターの賛同者の支持を得て、スコットランド東インド会社の設立に向け財政支援を行おうとしたことである。この動きは実際には、イングランド国王が付与する特権に正面から対決することを避けるためにスコットランド議会から特許状を入手するという方法が取られたが、国王は直ちにこの会社へのイングランドからの投資の禁止を布告して対応している。またホイッグ政府 (Whig Junto government) は、東インド会社の特権廃止を狙って、議会において王室への貸付金の承認を阻止する手段に打って出る。この動きは、東方貿易の新しい独占特許状付与と王室への融資を絡め、この権利を競売にかける行為に他ならなかった。そして、スコットランド東インド会社設立を妨げられたホイッグの権力者が導く新しい組織体 ('New' or 'English' East India Company) が設立され、旧東インド会社 ('London' East India Company) との間に特許状の入札価格で競争することとなる。新組織体が 200 万ポンドを利子 8 パーセントで融資する条件提示を行ったのに対し、旧会社は資本金とほぼ同じ額の 70 万ポンドを 4 パーセントで融資するとの条件であった。²⁷⁾ 対仏戦で財政危機にあった王室が高利子はともかく前者の融資案に飛びついたのは言うまでもない。こうして新組織体は新しい東インド会社として法人化され、東方貿易の独占権が与えられたのである。しかし新会社は、王室への 200 万ポンドの融資を確実にするために広く会員を集め、組織化された経営体というよりは所謂 *general society* の様相を呈していた。資金と熱意はあったものの、新会社は商館や砦はもちろんのこと地元の供給ネットワーク及び東方貿易の方法や市場についての経験も指針も欠如し、徐々に新会社内で活動する旧会社に会社の実権が移行していく事となる。ここに至って唯一の選択肢は新旧会社の合併であり、1709 年には連合東インド会社 (United Company of Merchants Trading to the East Indies) が設立される。但し合併は漸次的であり、一時は三つの会社が並立する場面も見られた。²⁸⁾ 連合会社は、理論上はロンドン以外の外港や 1707 年のスコットランドとの合同以後はその地の商人にも同じ東方貿易参加の機会を与えるものであったが、実際はロンドンのシティーの富裕エリート層に東方貿易は牛耳られた。旧会社同様中心には株主会があり、株主会によって選出される取締役会が、各委員会の活動とインドの独立管区政庁の統治を監視した。

ところで 17 世紀の末期から東方貿易は国家的な関心事となり、議会のみならずメディアの注目も浴びるようになる。そしてイングランドの政治・経済・社会生活における東インド会社の位置が常に話題と関心と呼ぶと、従来の独占や特許状特権に対する批判は残るものの、東方貿易拡大における「国家としての成功」という新しい視点が強調されるようになる。

²⁷⁾ Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* (Indianapolis, 1976), eds., R.H. Campbell and A.S. Skinner, II, 747.

²⁸⁾ Keay, *The Honourable Company*, pp. 183-5, 213.

またアダム・スミス流の自由貿易論が、彼の登壇の 75 年前に既にこの頃頭をもたげてきたかというところでもない。この時期、規制に反対して拡大する海外貿易へのアクセスを求める声は、東インド会社に代表されるロンドン商人の排他的権限に異議を唱えていたのであって、政府が課する貿易規制そのものに反発していたのではない。東インド会社の交易は、政府の関与なくしては成り立たず、関係者の殆どがそのことは認識していたと考えられる。²⁹⁾

3. 会社経営の拡大から政治勢力へ

18 世紀前半における連合東インド会社の業績の飛躍的向上は、株主への高配当と会社に対する投資家の揺ぎない信頼を見ればおよそ推し量ることができる。ムガル帝国の勢力が衰えヨーロッパ列強による亜大陸争奪戦が激化する中、東インド会社がその会社規定に反して、如何にしてインドにおける帝国主義的勢力として台頭してきたか吟味する必要がある。会社設立からわずか 150 年の間に、会社は 3 つの独立管区政庁を中心にした発展でこの地位まで上り詰めたわけであるが、18 世紀半ばにはその経営の中心は徐々に東に移り、カルカッタ及びベンガル地方は他の政庁を凌駕するに至る。特にボンベイ、スラート、マラバール海岸を抱える亜大陸西海岸での交易は他の政庁との比較ではあるが衰退は隠せず、出世を目指す会社職員にとってこの地は最も魅力に欠ける赴任地となった。しかし、会社全体としてはこの期間を通じて利益を生み出し続け、上記の変遷もロンドン本社への心配の種とはならなかった。ボンベイ政庁自体も、地域経済を取り込んで西海岸経済の中心であったことに違いはない。また、ペルシャ湾岸のバスラヤゴムブーン(現バンダル・アバス)からの船舶はボンベイとの交易に従事し、アラビア海を挟んでアフリカ東海岸の諸港も、東インド会社船舶の寄港と交易を通じてボンベイの影響を大きく受けている。18 世紀半ばにおけるマドラスの発展も特記に値する。内陸地域との交易のみならず、ベンガル湾やコロマンデル海岸との沿岸貿易の発展も著しかった。更に、東インド諸島(今日のインドネシア)との交易でも重要な役割を担い、香辛料輸入と引きかえに各種織物の輸出基地となった他に、コロマンデル海岸はより大きな利益をもたらす支那茶の交易基地ともなったのである。マドラスは他の二つの政庁と違いインド支配の要ムガールの中心より離れた地にあり、そのため強力な地元勢力との摩擦に悩まされていたほかに、フランスの要地をも近隣に抱え会社にとって戦略的にも統治困難な地であったが、気候的にはボンベイよりも恵まれていた。³⁰⁾

カルカッタを中心としたベンガル地方の発展は、18 世紀後半には東インド会社の東方交易活

²⁹⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 52-8.

³⁰⁾ Wilbur, *The East India Company*, pp. 227-8.

動全体に影響を及ぼすまでになっていたが、この急速な発展の背景には様々な要因が絡み合っていた。まず 18 世紀初頭においては、ムガル帝国の下で政治的、経済的安定が確立されていたことが挙げられよう。これは、マイソールやマラータを背後に抱え政治的不安定に悩まされたマドラスやボンベイ政庁との大きな違いであった。ベンガルにおける政治的安定は、会社と地域の支配者との関係を確立し、経済活動に有利に働いた。更に、ムガル皇帝から得た *firman* は、ベンガルにおいて税の支払いなしに交易を許される権利で、ヨーロッパ諸国の中でも他に先例を見ない特権であった。会社の発展を支えたのは、ベンガルの地域経済との結びつきであり、これまでのように香辛料、鉱物、繊維織物をロンドンとベンガル湾間で交換して利益を生み出そうとする古い交易形態は消えつつあった。ベンガルにもたらされるイギリスの銀塊に頼らない、新たな交易ネットワークが樹立されたのである。会社創立当初、事業の中心は東インド諸島でインド亜大陸はあくまで二次的意味合いしか持たなかったのが、18 世紀半ばには、会社経営の中心はインドに確立され、そこから会社の交易範囲がアジア全体に拡大するという逆転の状況が作り出されたのである。確かにこの時期、密輸等の違法行為が会社の収益を削り取るという現実が存在した。特にアメリカにおいて密輸の問題は大きく、枢密院を中心にイギリス政府もこの問題に対処しようとしている。アメリカ商人の中には、西インド諸島やアメリカに貨物を直接輸送することを禁じられている東インド会社からインド製品とアフリカ奴隷の提供を受け、関税の支払いが待ち受けるロンドンをバイパスして、莫大な利益を得ることに成功したものもいた。東方貿易に従事する者の中にも、密輸等の不法貿易に手を染める者がいたことは否めない。不法交易を撲滅することには失敗したものの、東インド会社は 1709 年から 1948 年までの間に、株主への配当が出来なかったのは僅か 2 度だけであった。投資家は、会社の業績に対する信頼のみならず、会社と政府の関係の安定性にも信頼を寄せていた。会社はウォルポール (Robert Walpole) 政権期にも信頼性を勝ち得て、政府への借款でも中心的プレイヤーとなった。安定的中央政府と会社の業績には相関関係があったと考えられ、逆に会社が困難に直面したときは、総じて国家の政治的不安定期と重なり合う。³¹⁾

会社と国家財政の深い関係も、政府への貸付から始まる。連合東インド会社の設立及び新独占特許状の認可と引き換えに、会社は 1708 年に政府に対し利息 5 パーセントで 320 万ポンドの貸付に応じざるを得なかった。この額は株主から会社への出資資本の金額に等しく、そのため会社取締役会は会社の運転資本を他から集めてこななければならなかった。具体的には会社は、固定金利の短期東インド会社債を発行し、この債券自体はロンドン金融市場で非投機的で確実な投資として人気を博し、会社にとってイングランド銀行からの貸付と並んで日々の資金調達に大きな助けとなったが、会社の経営規模に見合うだけの十分な資金を提供することは困難と

³¹⁾ Lawson, *The East India Company*, pp.64-74.

なり、18世紀半ばには会社は資金繰りに困り危機に陥る。³²⁾このような状況下で、シティー及びその指導的プレイヤー達が会社の金融ネットワークに入り込んでくるのは当然の成り行きであった。そしてシティーの政治家達は、レドゥンホール街の East India House で重要な地位を占めることとなる。国家レベルでも東インド会社は、国の財務計画及び貿易実績の面でも貴重な存在となっていった。それ故政府は18世紀の前半は、東インド会社の取引に長期の保証を与えるため特許状の批准を繰り返している。それは投資家の信頼を繋ぎとめておくためであり、同じ理由で政府は東方貿易の独占権をも会社に付与し続けている。会社の収益が落ち始めた1760年までは、このような良好な政府と会社の関係が維持されたと言えよう。また株価が経済誌上等で報道され、会社の収益性が庶民の話題に登るようになるという東インド会社会計の一種の公開性、透明性も、投資家の信頼を繋ぎとめるのに役立つことは言うまでもない。

18世紀前半には株主会は2000人に膨れ上がり、それぞれが500ポンド相当株の保有者であった。株主会での投票では、株主に500ポンド相当株当たり1票が割り当てられたが、500ポンド相当株の保有数が多い株主に対しても1票の割り当ては変わらなかった。このような状況に変化が見えるのは18世紀半ばであり、1760年には少数の株主への株の集中が見られる。有力な取締役及びその仲間による大量の株保有が一般的傾向となり、その結果会社の政策決定に対する株主会の影響力は減少する。既に1730年頃から株式分割(stock splitting)という操作によって、大量株保有者は株主会での選挙で大きな影響力を行使し始める。自分の持つ大量株を500ポンドずつ友人に分配し、投票の時には便宜を図ってもらうという構図である。このような取締役達は政策決定過程を牛耳るとともに各委員会や取締役の選出にも大きな影響を及ぼした。18世紀半ばになると、議会の議員達も東インド会社の経営に関心を強めることとなる。1760年代にはおよそ28パーセントの議員が東インド会社株を所有していたと考えられるが、18世紀前半には会社との間に適切な距離を取って直接の介入を避けていた政治家達も、この頃になると戦争や国家の外交政策に関係することもあり、東インド会社の運営により積極的関心を抱くようになる。

18世紀半ばと言えば、ヨーロッパではオーストリア継承戦争が戦われたが、この戦いに呼応してインドにおいても、植民地と拡大する交易の支配をめぐって英仏は戦火を交えることとなる。フランスは、オランダ及びイングランドの東インド会社と競い Compagnie des Indes を創設し、マラバル海岸のカリカットの少し北に位置するマヘやマドラスの南のボンディシェ

³²⁾ H.V. Bowen, 'Investment and Empire in the Later Eighteenth Century: East India Stockholding, 1756-1791', *Economic History Review*, 42 (1989), 188. 会社は資金繰り問題に対応するため、1769年から1771年までの間にイングランド銀行から200万ポンドを、危機的状況に陥った1772年には150万ポンドを一年間で借り入れている。イングランド銀行からのこのようなつなぎ融資や国内投資家の会社債券購入によって会社は経営を維持することができたと言えよう。共同出資資本は以前のような役割を終えつつあった。

リーに交易拠点を置いて 1725 年以降およそ 30 年間は会社の経営も活況を呈する。フランス東インド会社は強力な国家の支援を受けており、英仏の関係が戦争への道を歩むのも時間の問題であったが、1740 年頃までは両国とも非公式協定を通じてどちらにとっても利益とならない戦争の回避に向けた努力を続けていた。しかし、ムガル帝国の弱体化と、特にコロマンデル海岸の土着勢力をめぐる不安要因に加え、デュプレクスやドビュシー等の指揮下でフランスがインド南東部で勢力拡張を目指したことが、インドにおける英仏関係の最終的破綻をもたらし、フランスはオーストリア継承戦争の流れで 1746 年にはマドラスを陥れる。この時期、英仏ともに兵員の数は少なく、フランスの勝利もセポイの協力があってこそのものであった。しかし、イギリスはフランス東インド会社の 4 倍程東方での交易で収入を上げており、この違いが、イギリスにクライヴ等の有力な指揮官が登場した時に、この地域からフランスの脅威が排除される基礎となった。³³⁾

東インド会社は、各地の戦役での勝利、領土の獲得、それに伴う貿易の拡大によって単なる貿易会社から政治権力の行使者へ変貌していくが、この変遷の裏にはどのような動機や原因があったのであろうか。その切っ掛けの一つが会社の経営者また軍人としてのクライヴ(Robert Clive)の存在である。クライヴに関しては、イギリスを救った英雄として彼を扱った研究や書籍は多々あるが、彼がどのようにして先例のない軍事的権勢を持つに至ったのか、また東インド会社も本来の経済的使命を徐々に失い、領土的拡大路線に乗っていったのか吟味する必要がある。³⁴⁾ マドラス管区に書記(writer)として赴任したクライヴは、他の会社従業員がそうであったように低い給与をマドラス近郊での私的交易で補おうと考えていたが、オーストリア継承戦争のインドでの余波によってそのような生涯計画に変更を迫られる。³⁵⁾ 会社の民間畑の仕事から軍業務に転任となったクライヴは、マドラスの西アルコットを始めとして、カルナティックにおける会社の軍事的地位を回復するのに見事な指導力と戦略を披露したのである。一挙に国家的英雄の地まで登り詰めたクライヴは、インドでの成功と富を携えて帰国し過度な浪費的生活で悪評を買ったインド成金ネイボブ(Nabob、ムガールの言葉で土侯、太守を意味するナワーブ nawab から派生)の生活を送るようになる。その後庶民院選挙にも敗れ、金銭的にも枯渇したクライヴは再度インドを目指し、マドラスの南セント・デーヴィッド砦の司令官と

³³⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 74-83.

³⁴⁾ 会社創設から 150 年間は、会社が保有する兵の数は数百程で、主にインドにおける会社の貿易拠点の防衛に限られていた。ロンドンの取締役会も 'to do our business with a great deale of submission and not much charge' との受身の方針を明確に打ち出している。Gerald Bryant, 'Officers of the East India Company's Army in the Days of Clive and Hastings', *Journal of Imperial and Commonwealth History*, 6, 203.

³⁵⁾ 会社従業員には薄給を補うために私貿易が認められていたが、インド赴任後すぐに私貿易からの利益が彼等の主要な収入源になり、様々な不正の温床にもなっていた。浜渦哲雄『大英帝国インド総督列伝』中央公論新社 52-4 頁。

なり、インド到着の1756年に始まった7年戦争(フレンチ・インディアン戦争)でもフランス勢力を駆逐し、危機的状況にあった会社の地位を、インド亜大陸においては他のヨーロッパ勢力を完全に凌駕する地位まで回復させたのである。インド南東部を抑えたクライヴは、ベンガルの危機にも対応し1757年にはカルカッタを奪還している。ベンガルにおけるこの危機は、7年戦争から派生した混乱が切っ掛けになったと言うよりは、ムガル内部での抗争がイギリス活動圏に降りかかったと理解した方がよい。ベンガル太守シラジッダウラ(Siraj-ud-Daula)によってカルカッタ商館が占拠されると、捕虜となり狭い獄房に入れられた146人のイギリス人中123人が一晩で窒息死している。「カルカッタのブラックホール」とも呼ばれるこの事件は、イギリス国民の間に、100年前のアンボイナ事件時にも匹敵する怒りの渦を生み出した。そしてクライヴは、その半年後にはブラッシーの戦いでフランス・ベンガル土侯連合軍に勝利し、後世にその名を残している。フランスはその後も亜大陸南東部で再度イギリス権勢に挑戦するが、1760年にはイギリスは第3次カルナティック戦争においてボンディシェリーの西ワンディワースで決定的勝利を収める。こうしてイギリスは、ボンディシェリーでの降服をもって最終的にフランスの挑戦を退けて、インド植民地化の基盤を作り上げるのである。ボンディシェリーはその後フランスに返還され、ベンガルのシャンデルナゴル等と同様に、仏領インドとしてインド独立までフランス植民地となる。³⁶⁾2004年末に人文研は、南インド総合研究旅行で津波直後のボンディシェリーを訪れているが、堤防もよく整備されておりこの町に被害は少なかったようである。我々は、有名なアーシュラムを訪れた後政府広場周辺の旧フランス人街を散策したが、今も残る植民地時代の名残に触れることができた。

クライヴが国家的英雄となったのは、18世紀半ばの対仏戦争における危機的状況からイギリスを救ったためであるが、彼のインドにおける状況把握、会社の安全保障及び国益に対する認識は、インドにおける経費削減や費用効率の高い経営管理を目指すロンドンの会社指導部とは大きな隔たりを見せていた。東インド会社にクライヴが残した負の遺産を過小評価し、彼の軍事的成功と若干の組織改革の功績を過大評価する研究も多く見られる。クライヴは、インドの最も豊かな地ベンガルでの東インド会社の長期に渡る地位確保を目指して軍事行動に出たのであるが、これをもってイギリスによる帝国建設の先駆けであるとか、クライヴや他のイギリス人将校をインドにおける大英帝国建設の先兵であると解釈するのは早計である。この時期の東インド会社の軍事的行動や会社勢力の拡張は、インド土着勢力の事情による事件や戦役によってもたらされたものであり、ロンドンの会社上層部やインドの独立管区政庁の指示によるものではない。同社は当初からアジア支配の意図や帝国建設のグランド・デザインを持っていたのではなく、ヨーロッパ列強との抗争を重ね、地域の支配者同士の戦争に介入していくうちに領

³⁶⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 86-90.

土を支配していったのである。ベンガルにおいて当地の政治的いざこざや戦争に引き込まれていったのも、当初は既存権益を防衛するためであった。東インド会社は、株式会社のままインド統治に足を踏み入れ、「インド政府」の役割を担うに至ったと考えられる。³⁷⁾ 会社は独立した貿易会社であったが、1773年の「規制法」(Regulating Act)以後の一連の議会制定法により、徐々にイギリス政府の統制下におかれるようになる。そして、インド統治に関する最終的責任は、会社の総裁と政府の閣僚であるインド監督庁長官(President of the Board of Control)の二人が担うようになる。貿易会社から帝国支配への流れは、歴史上の偶然の出来事と見る向きもある。³⁸⁾

いずれにせよクライヴのベンガルにおける行動が、ロンドンの会社取締役会にとってはその後の大きな頭痛の種になったことは間違いない。クライヴの「活躍」は会社にとって多額の財政支出を伴い、ベンガルだけで、1756年の37万5000ポンドから10年後にはその2倍以上の支出を計上している。しかも、クライヴが会社をムガル政治の複雑な網の目の中に導き入れてしまったために、支出削減も容易ではなかった。取締役会がクライヴを罰しようとも、英国国民がクライヴをインドの運命を決める国民的英雄と称えている間は一筋縄では行かないのが現実であった。61年にクライヴが帰国したことで、東インド会社上層部は会社の財政への脅威が減少したとして胸を撫で下ろしたのである。この頃ボンベイとマドラス独立行政管区では、ヨーロッパ諸国との抗争も無くなったことから交易も順調な伸びを見せていた。これら2管区がマラータやマイソールと戦火を交えるのはもう少し後である。³⁹⁾ これに対しクライヴの積極策のために、会社にとってベンガルは危機的状況に陥り、東北インドにおける会社の活動の殆どは土着勢力への対応に費やされた。クライヴがベンガル土侯ミル・ジャファール(Mir Jafar)から与えられたジャギール(jagir)を巡る混乱が、クライヴと東インド会社の関係を端的に示している。ジャギールとは、ムガル帝国で地代収入から支払われる俸給を受ける権利を得た軍事指揮官のことであり、クライヴは年間2万7000ポンドをこのジャギールから受けることとなり、

³⁷⁾ Pamela Nightingale, *Trade and Empire in Western India 1784-1806* (Cambridge, 1970), p. 5. 浜渦哲雄『大英帝国インド総督列伝』20頁。

³⁸⁾ Mark Bence-Jones, *The Viceroy of India* (London, 1982), p. 3.

³⁹⁾ ボンベイにとって不幸だったのは、東にマラータ、南にマイソールという二つの強国を抱えていたことである。マラータ同盟軍が1761年にパニパットの戦い(ムガル帝国建設の決め手となった1526年の戦いがあったデリーの北パニパットと同じ地)で、アフガンのアーマド・シャー・アブダリの軍勢に破れてからも、ボンベイはマラータ軍に敗北している。南においても、マラバル海岸に勢力を伸張させようとしたボンベイの試みも、マイソールのティプーの軍勢の前に敗北している。更にマラータとティプーの両方と気脈を通じ合っていたフランスの存在も不気味であった。ボンベイにとって幸運だったのは、マラータ同盟も一枚岩ではなく、首都プーナに置かれた名目だけの長のもと4人の首領が事実上独立して同盟を形成していたことである。弱い連邦制とも言えるこの同盟は、後に対立の構造ともなった。ボンベイが交易上の伸びを示せたのは、私貿易の拡大があつたことである。その結果、貿易会社や後述する代理商館が多く設立され、更にボンベイの提供する安全は、スラートからパルシー(Parsi)のような現地資本をボンベイに集め、この町が最も必要としていた資本の流入をもたらす。Nightingale, *Trade and Empire in Western India*, pp. 12-22.

その徴収にはムガールのザミンダール(徴税請負人)や徴税官ではなく東インド会社が当たることになっていた。争点となったのは、東インド会社のような貿易会社が、インドの有力士侯と外交関係を持ち、時に武力を背景に徴税組織として機能することができるのかという問題である。本来ならばこれらは国家機関の職務であるが、会社取締役会はクライヴのジャギールの知らせを既成事実として知らされ、既に議論の余地は残されていなかった。

クライヴのような拡張主義がチェックされなければ、会社の財政破綻の可能性は大きいというのが取締役会の一部の考えであった。その改革を主導したのが、取締役の一人であるローレンス・サリヴァン(Laurence Sullivan)であった。まず彼は、株式分割によって会社役員の見直しが必要とされている現状を改革しようとする。改革者サリヴァンとクライヴの衝突は当然の成り行きであり、特にサリヴァンにとってクライヴのジャギール受領は、正当性を欠いたものであるとの解釈であった。⁴⁰ 国家の英雄に対し勝ち目のある戦いをするには、国の協力が必要であるということを知っていた。これは、国家との間に一定の距離を置こうとしてきた東インド会社の政策転換と言ってもよい。結果的にブラッシーの戦いの英雄も一時的に敗れジャギールの支払いは中止されることとなるが、これ以後、政府や議員の一部が東インド会社の業務や選挙に影響力を行使することは頻繁に見られるようになる。反クライヴ運動の間に政府は、東インド会社の豊かな財政状況を知るようになり、その後の政府はその資産を国家に移譲すべきであると考えようになった。1763年にクライヴを巡る紛争に終止符が打たれると、会社は業績の改善期を迎える。この時期には茶の取引が急速に増大しているが、会社にとってお茶は繊維製品と違い簡単に輸送が可能で、重さと容積に比べ優れた収益をもたらすものであった。更に繊維製品との大きな相違は、お茶はイギリス国内の製造業者と競合することのない品目であったことであろう。お茶は様々な影響を東方交易地だけでなく、イギリス本国にも及ぼしている。お茶の取引の中心はインドではなく中国であったことから、これまでの航海パターンからインド東海岸のベンガルやマドラスが抜け落ち、お茶の取引における東海岸独立行政管区の影響は減少することとなる。またお茶の高い収益性は、密輸の規模を増大させ、イギリス人のみならず、オランダ、フランス、ポルトガル出身者まで密輸に関与するようになる。密輸の増大は東インド会社の収益に直接跳ね返り、結局は会社の茶取引から得られる多額の税収入に大きく依存する国庫にも影響を及ぼし始めたため、国も密輸に対する対策を講じ始めた。お茶に対する税率の高さは、政府に多額の収入をもたらしたが、密輸の高い動機

⁴⁰ クライヴは、ジャギールの他に、27万から30万ポンドの富を持って帰国した。ジャギールに関しては、ミル・ジャファールが廃位され、代わって息子ミル・カシム(Mir Qasim)が立てられたことで、クライヴに与えられたジャギールの法的有効性は失われたとの意見に対しクライヴは、*A Letter to the proprietors of the East India stock from Lord Clive (London, 1764)*と題されたパンフレットの中で反論している。Lenman and Lawson, 'Robert Clive, The "Black Jagir", and British Politics', pp. 811-2. クライヴとサリヴァンの論争やクライヴの政界との関わりと人的関係についてもこの論文が参考になる。

付けにもなっていた。密輸のほかにも会社にとって厄介だったのは、庶民院において会社の東方交易独占に対する批判が再燃し始めたことである。即ち、中国との交易は元々の特許状には含まれず、他のイギリス人にも解放されるべきものであるとの主張が庶民院で聞かれるようになったのであるが、このような理論上正当と思われる主張も、政府が茶交易の独占権に関しても東インド会社側に立ったことで徐々に消滅していく。⁴¹⁾

4. 帝国建設期か凋落の始まりか

クライヴを継いだヘイスティングズ(Warren Hastings)やコーンウォリス(Charles Cornwallis)の時代は、帝国の建設期として広く一般には理解されている。しかし、国家イギリスのインドにおける展開の視点ではなく、東インド会社自体の経営的視野で状況を分析すると、会社凋落の始まりと見てもよい。1763年頃には会社本来の方針である交易中心の組織体から、様々な面倒な責任を担った政治的、領土的勢力に会社自体が変貌しつつあった。しかしこのような変遷に対し、レドゥンホールの上層部は十分に対応しきれていなかったというのが実情である。しかも、クライヴのイギリスへの帰国後ベンガル情勢は再度悪化し、1763年にはムガールの統治者との紛争が勃発し、当地のイギリス権益を脅かすほどになっていた。ここで取締役会は、会社の将来を見据えた長期的視点からサリヴァンの改革を優先するか、目先のベンガルの危機に対応するためにクライヴの再登場を許すかの困難な選択に直面し、結局後者を優先した東インド会社は、クライヴに全権を与えてインドに派遣するのである。会社は過去から何も学んでいなかったことになる。カルカッタ上陸後短期間で土侯ミル・カシムを破ったクライヴは、会社とムガル支配の勢力バランスの再構築に着手する。1765年にムガル皇帝シャー・アラム2世からベンガル・ビハール・オリッサの徴税権ディワーニー(diwani)を贈与されたクライヴは、徴税権という極めて政治的権益の受領によって、イギリスのベンガル統治の責任を事実上受け入れたのである。これ以後約20年間は、ロンドンの会社指導部の確固たる方針によってではなく、インドの現地情勢によって政策が決定される状況が続き、インドでの領地拡大が進む裏で、会社は収益の減少に悩まされることとなる。しかし投資家の目には、クライヴの攻勢は成功し国家と会社に多額の富をもたらしているように見え、クライヴも上記3州のディワーニーが会社の収入を約400万ポンド増大させたと豪語している。東インド会社の株は暴騰し、配当の支払いも大きく膨らんでいる。しかしこのような強気市場も会社の業績ではなく投機に基づくものであり、実際400万ポンドとはその収入に係わる全ての経費を含んだ数値であった。会社の株主や国民一般の間に、このような不当な楽観主義を作り出した最大

⁴¹⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 91-101.

の責任がクライヴにあったことは議論の余地が無い。更に問題は、会社による軍事的インド平定政策には多額の経費を必要とし、それらの経費は一般運用資金では対応できなかったことである。ロンドンから見ればこの時期は、ロンドンからの指令に背くかたちで現地での戦争、領土拡張が繰り返されたと言えよう。またイギリス船舶だけの輸送力では間に合わず、会社の方針に反して、フランスやオランダ船団を使った輸送をインドの現地従業員が行っていたことも明らかになっている。⁴²⁾

1760年代は、ベンガルの西、現在のウッタール・プラデーシュ州の一部を占めるアワド土侯国 (Awadh, Oudh とも呼ばれる) が、ムガル帝国の中で自治権の拡大と領土拡張を求めた時期でもあった。ベンガルとアワドは経済的に相互依存の関係にあったが、アワドの太守 (Wazir) シュジャウダウラ (Shuja ud-Daulah) がミル・カシムと組みベンガルのイギリス権益の脅威となると、会社側も対応を迫られる。1764年のバクサールの戦いでクライヴがミル・カシムとアワド連合軍に勝利してからも、1801年の条約によってアワド領の半分が東インド会社に併合されるまでは、会社とアワドは微妙な共存関係を維持した。⁴³⁾ イギリスはアワドを、より大きな敵マラータに対する緩衝地域と考えて、アワドに守備隊を常駐させていた。アワドに関しては、アワドがその西に位置するローヒラ族を征服するに当たり、クライヴを継いだヘイスティングズに援助を求め彼から一旅団を借り受けたこと、そしてそのアワド軍の無謀な振る舞いを彼が見逃したことが、後のエドモンド・パーク等によるヘイスティングズ弾劾に繋がったとされている。⁴⁴⁾ このヘイスティングズは 71 年末にベンガル知事に任命された後、73 年の「規制法」

⁴²⁾ *Ibid.*, pp. 103-12; Huw V. Bowen, 'A Question of Sovereignty? The Bengal Land Revenue Issue, 1765-67', *Journal of Imperial and Commonwealth History*, 16, 159.

⁴³⁾ Rudrangshu Mukherjee, 'Trade and Empire in Awadh 1765-1804', *Past and Present*, 94, 85-90. アワド領のかなりの部分の併合を、イギリスの産業革命による産業構造の変化により、イギリスがこれまでのインド綿布地の輸入から原綿等の原料輸入に転じたことと関連させるムカージー等の解釈もある。ムカージーは、東インド会社がアワドの一部併合に踏み切ったのは、当地の原綿やインドアイの生産を支配する目的があったと理解する。これに対しマーシャルは、イギリスの領土拡張とイギリスの都市部における産業構造変化を関係させることに異議を唱え、現代の帝国主義論が主張する程、イギリスの近代製造業の発展は急速なものではなく、この時期インド綿布地に対する需要は衰えるどころか増大していると反論する。しかも、アワドの原綿やアワドを経由してベンガルに送られたマラータ地域栽培の原綿は、ベンガルで綿布地に加工され、原綿として輸出されることはなかった。しかも、原綿のイギリスへの輸出はかなりの額に達したが、カルカッタから積み出される綿はボンベイ綿に準じる扱いであった。ボンベイ積み出し綿の方が良質と考えられていたからである。今回の総合研究旅行でも我々は、ボンベイの東に広がるマハーラーシュトラ州からデカン高原に至る地域で、綿花栽培地と集積地を見ることができた。一方アワド産原綿は、イギリスへ向かうものもあったが、実際には中国にかなりの量が輸出されている。Rudrangshu Mukherjee, 'Trade and Empire in Awadh, 1765-1804', *Past and Present*, 94, 85-102; P.J. Marshall, 'Debate: Early British Imperialism in India', *Past and Present*, 106, 164-9. セン等が唱える一種の帝国主義論的解釈、即ちイギリス産業資本の成功がインドを製品の輸出国から輸入国へ転じさせ、インドがイギリス都市資本のための一次産品供給国及び最終製品の市場となったこと、更にそれがインドの商人ブルジョアジーの消滅に結びついたとの解釈は、大筋では妥当であっても上記のように各地方には色々と複雑な事情もあった。Anupam Sen, *The State, Industrialization and Class Formations in India: A Neo-Marxist perspective on Colonialism, Underdevelopment and Development* (London, 1982), pp. 46-7.

⁴⁴⁾ ヘイスティングズ弾劾については、拙稿「インドへ渡った外国人」『専修大学人文科学研究月報』第 217 号、75-83 頁を参照。首相小ピット (William Pitt) はヘイスティングズの弾劾に賛成票を投じたが、

に基づいて総督職 (Governor-General) が新設されると、初代総督に任命されている。一方帰国後のクライヴに対しては、サリヴァン等会社の反クライヴ派が、彼の行政や資産形成のやり方を糾弾し、議会に設置された調査委員会は、彼の業績を認めながらも権力乱用があったことを批判している。⁴⁵⁾

イギリス帰国後クライヴ同様に批判勢力の槍玉にあがることとなるヘイスティングズについては、彼の総督在任期間の評価は様々であり未だ定まっていない。彼のベナレスやマラータに対する軍事作戦、特にマラータの攻勢からボンベイを救うためカルカッタから亜大陸を横断して行った軍事行動は伝説になっているが、彼は必要な時には、戦費調達のための強制増税等クライヴ同様に冷酷な政策を遂行できる指導者であった。その背景には、彼が「英国の法と正義の下での独立行政管区による強力な支配」という大きなヴィジョンを持っていたことがある。これら独立行政管区は、東インド会社に敵対する勢力との間の緩衝地域となる友好的な土侯国によって囲まれるとする理想的統治形態を、ヘイスティングズは戦争と巧みな外交によって総督在任中にある程度実現させる。このような彼の活躍を歴史家の中には、「銃剣による大英帝国拡張の象徴」とか「オリエンタリズムの始祖」と評する者もいるが、ヘイスティングズ個人或いは彼の思想にはそれ以上のものがあった。彼は、独立管区政庁周辺の地元勢力との平和共存の確立のため努力するが、これはロンドンの取締役会の考えに合致するものであった。しかし他方で彼は、会社従業員には地域の法と習慣を尊重するように求め、インドのイギリス人判事の使用に供するために、ヒンドゥー及びイスラム法を翻訳させている。インド芸術や文化の保護者としても知られ、ベンガル語とヒンドスターニー語に通じた彼は、科学的インド学の創始者の一人でもあった。このようなヘイスティングズのインドの慣習への同情的態度は、取締役会にとっては無用のものであった。しかも、平和共存のグラント・デザイン実現のために彼が進める戦争と「外交」は、会社の財政や株の配当には負の要素となっていた。ディワーニーの贈与を受けた後、会社はその財政再建のために幾つかの対策を講じている。⁴⁶⁾ まず会社はインドでの統治行政支出を最小限に抑え、逆に交易からの利益を高めようとする。次いで、インドでの商業活動で得た利益のロンドンの会社金庫への移転方法を改善し、更にその基礎となる会社の交易と利益の正確な数値を算出しようとする。正確な記録が残る故にこの作業は困難を極め

ホイッグ党やバークの関心を政治的に横道にそらせておくために弾劾を政治利用したとの見解もある。しかし、実際この時のピットの対応は若干不可解であった。*Historical Manuscripts Commission (HMC), Rutland, III, 370.*

⁴⁵⁾ 浜渦哲雄『大英帝国インド総督列伝』54-5頁。

⁴⁶⁾ ディワーニーの贈与等でベンガルの収益は上向き、インドにおける殆どの資本投下の資金は、イギリスではなくインドで調達される。このようなディワーニー贈与後のインド財政の潤いも、その後軍事、民政上の出費により相殺されるのだが、そうでなくてもこのようなベンガルの収益をロンドンに移転させるには様々な困難を伴った。1766年に当時会社総裁だったダドリー (George Dudley) は、クライヴに宛てた手紙の中で、*great affluence abroad and bankrupt at home* と嘆いている。Bowen, 'Investment and Empire', pp. 189-90.

ることはなかったが、そこで明らかとなったことは、例えば 70 年代にはベンガルにおける積荷の価値が、金額において茶取引を上回ったということである。しかしこれらの改革も、北東インドを襲った戦争、飢饉や、従業員による地元商人との私貿易によって相殺されてしまった。私貿易等で得た利益や財産は、独立管区政庁が発行する為替手形に変えられ、レドゥンホール街の East India House において現金化或いは手形の振り出しを行うことができた。為替手形発行額の制限は強く施行されず、クライヴ等は多額の手形の発行を要求している。

1760 年ぐらいまでは、東インド会社の持つ東方交易独占権に対する批判勢力も、目立った成果を上げることができなかった。独占権は会社のみならず国をも十分に潤してきたからである。更に、会社の持つ特許状の廃止は、特許状は財産権でありその廃止は財産権侵害にあたるとするハノーヴァー朝政治家達の考え方と、真っ向から対立するものであった。もし政府が、特許状会社の権利を無効にすることがあれば、次は個人の財産権侵害に発展するとの論理がまことしやかに語られていた。政府が東インド会社への直接関与をためらってきた裏には、政府高官達が同社の国内外での経営活動に関し浅薄な知識しか持ち合わせていなかった事情のほかに、このようなハノーヴァー朝世界における自由尊重の政治風土があった。しかし、ロンドンの会社上層部の無策と現地インド従業員の不正乱脈ぶりに対し、政府は徐々に介入の姿勢を打ち出していく。レドゥンホールの失敗によって、国家財政を危機に陥れることはできないと判断されたからである。クライヴの拡張政策と 65 年のディワーニー獲得により新たに行政上の責任を担うようになったことが、財政、外交問題のパンドラの箱を開いてしまったと言えよう。65 年以降、嘗ては堅実な投資先であった東インド会社株も貪欲な投資家の投機対象となり、60 年代後半には株価は急騰する。この種の投機による会社株の急騰は、これまで 50 年に渡って安定と信頼に基づく貸付を会社から受けていた政府にとっては好ましからざる状況であった。財政問題に加えて、インドでの会社の軍事政策の問題も取り上げられた。もちろん増大する軍事支出は、会社の交易収益から充当されるため、政府に入る金額の減少を伴うことを考えれば財政問題でもあるが、同時に政治的問題も絡んでいた。政府は、一貿易会社が国家に代わってインドの国と同盟を結んだり破棄したりする事をよく思っていなかったし、このような主権国家の特権の侵害は、直ちに規制されなければ、ムガル帝国との戦争に発展しかねないとも危惧していた。更に経済面でも、イギリス国内産業は茶等の東方からの安定供給に依存する度合いが高まっており、東インド会社の交易政策の瓦解を最早見過ごすことが出来ない状況になっていた。これらの問題はメディアでも頻繁に取り上げられるようになり、会社の独占権やその従業員、特にネイボブに対し、更には会社株の投機に走る株屋に対する批判的コメントが新聞等を賑わすようになる。議会においても調査委員会がチャッサム(1st Earl of Chatham、大ピット)政権下の 67 年とノース(Lord North)政権下の 72 年に設置され、インドの領地から上がる

収益の法的権利は、会社ではなくイギリス王室にあるとして政府による介入の必要性が指摘された。しかし、介入の法的、政治的意味合いの議論が、問題の解決を複雑にしていくなるとなる。実際チャッサム政権は、国家、会社、そしてインドにおける獲得領地の間の法的、憲政上の関係を明確にすることができなかった。例えば、会社所有の資産、特にこの場合は会社が実効支配している領土に対して、国王はどこまでその権限を主張することができるかという問題である。⁴⁷⁾

このような 60 年代、70 年代にかけての巻での反東インド会社の雰囲気、議会をはじめとする国家介入を容易にしたとも考えられる。議会の二つの委員会の答申を受けて、より積極的植民地行政介入を目指して、首相ノースは 1773 年に「規制法」(所謂ノース規制法)を成立させる。現実主義者のノースは、特許状の尊厳性を信じ国家の介入を問題解決の最後の手段と考えていたが、会社の財政的、軍事的状況の悪化は著しく、政府による何らかの対応が必要とされていた。そのような状況下で生まれた「規制法」の内容は控えめで、ノース規制法の目的も、会社の財政状況に対する信頼回復とインドにおける外交上の行き詰りの解決のために必要と思われる行動をすることにあつた。まず会社の経営体制の改革では、ベンガル知事を格上げしてインド全体の管轄権を持った総督職を新たに創設し、会社の外から 4 人の参事会メンバー(councilor)を任命した。総督とこの 4 人は参事会(Supreme Council)を形成し英領インドの施政に当たったが、総督職の新設と政府による参事会メンバーの任命は、彼らを通じてインド行政に対する政府の監督強化を目指すものであつた。会社の財政危機に対しては、ノースは破産を防ぐため会社に 140 万ポンドの融資を行っている。更に会社の借金体質の改善までは、会社が支払う配当も 6%に制限された。株主会の選挙での投票権も、これまでの 500 ポンドから 1000 ポンドの株所有者に引き上げられ、株式分割による投票権増加を制限して大株主の過大な影響力を封じようとしている。このように「規制法」は、議会制定法による特許状条項の廃止を現実のものとし、会社の憲政上の地位保全の議論を打ち破って、会社活動の全ての領域への国家介入の道を開けたのである。

これらの改革にもかかわらず、メディアを始め議会においてはバーク等が、会社の更なる改革を求めて会社批判を継続する。国と会社の関係の改革方法については、この時期二つの考え方が存在した。バークやノース、そしてフォックス(Charles James Fox)等は、議会内の特別

⁴⁷⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 112-9; S.V. Desika Char, *Readings in the Constitutional History of India 1757-1947* (Delhi, 1983), pp. xxxi-xxxii; Bowen, 'A Question of Sovereignty?', pp. 155-176. チャッサムがこの件を議会の調査委員会に付託したのは、議会によってのみ会社を含めた全ての関連機関からの情報が集約され、真実が明らかにされると期待したからである。会社所有資産の問題を論ずる場合の混乱の一因となつたのは、国王の主権(Sovereignty)と会社の所有権(proprietary rights)がしばしば混同されたことである。1698 年の特許状が明確に示すように、会社所有の砦やプランテーションはその権利が王室に帰するが、地元支配勢力との条約や譲渡によって得た領土等の所有権は会社に属すると考えられた。 *Ibid.*, 160-2.

調査委員会の議論を支配し、会社のあらゆる活動の監督を議会の委員会に委ねることを求め、インドでの事業に対し議会による統制の必要性を論じた。これに対しダンダス (Henry Dundas) や小ピットは、インド関連人事での国王の任命権を重視することで、会社に対する王室の統制を強化しようとした。1783年には、これら二つの会社改革に関する考え方が議会において、国王ジョージ3世も巻き込んで衝突する。独占反対派の巨頭フォックスとノースの連立政権(首班はポートランド公)は、より良い会社管理(特に会社の権力乱用防止)を目指したインド関連法案(所謂フォックスの **First India Bill**)を提出する。この法案は、インド行政を議会(特に議会任命の7名からなる最高評議会)を中心とした厳重な公的統制化に置こうとする試みではあったが、最高評議会のメンバーはフォックスやノースの友人が占める等、法案の背景に露骨な党派利害が隠されていたため、下院は通過したものの反ホイッグの立場を強めたシティーや議会における東インド会社関係者、更には国王ジョージ3世の反対によって法案は廃案に追い込まれる。⁴⁸⁾ 他方ピット達はメディアをも味方につけ、国王特権を守り国家のために会社資産を保護した政治改革者として、政治勢力を拡大させていく。会社指導層にとってはトーリー政権下の方が仕事はやり易かったとされているが、実際会社にとっては、フォックス・ノース派の議会を中心とした改革案であろうが、ピットの王室を中心とした会社統制案であろうが、会社が独立性を失う点ではどちらも苦い薬であった。ピットは翌84年に、ダンダスと彼の秘密委員会によって作成されたといわれる「インド統治法」を議会で成立させ、政府による会社の政治・外交上機能の監督強化を実現させる。「インド統治法」でロンドンのインド監督庁 (Board of Control、正式名は Board of Commissioners for Indian Affairs) の権限は強化され、インドにおいても独立管区政庁の決定に対し拒否権発動の権利を有する総督の権限強化は、総督任命に政府が強い発言権を持つことから、会社のみならずインド支配に対する国の影響力は格段に増したと考えられる。「インド統治法」により、これまで会社が握っていたインドにおける政治・外交権限を政府が取得したことは、これまでの国と会社の法的関係の変更を意味し、この新しい枠組みは1858年の「インド統治法」の廃止まで維持されることとなる。⁴⁹⁾ 当然会社取締役会の権限は縮小し、1833年には単なる諮問機関に格下げとなる。

「インド統治法」成立以後の東インド会社史については、それまで以上に研究者の注目を集め、多くの著書が出版されて会社や国のインド統治に対する一般の知識や関心が飛躍的に高

⁴⁸⁾ このような東インド会社利益集団の中には、ネイボブのほかに、国内で東インド会社と繋がり重要な地位を占めていたシティーや海運業の利益を代表する者も多く、ネイボブとともに議会でかなりの議席を占めていた。議員達の多くはフォックス支持であったが、法案によっては反フォックスで動く者もいた。一方 East India House ではフォックス派は少数派であり、フォックスの法案には株主会と過半数の取締役が反対し、法案を巡る総会での議論は混乱を極めた。Philips, *The East India Company 1784-1834*, pp.23-5. また庶民院において、東インド会社に関係する議員の間に意見の一致があったかと言うとそうでもない。HMC, Rutland, III, 193.

⁴⁹⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 121-4.

まった。それは、「インド統治法」によりイギリス本国においてインド監督庁が設置され、インドにおいても総督の権限が確立されて、これまでには見られなかった一貫したイギリスのインド政策を歴史家達が議論することが可能となった事実が背景にある。⁵⁰⁾ 加えて 1780 年代及び 90 年代にこのような関心を集めたのは、アメリカ独立戦争に敗れてイギリス国内の雰囲気急速に愛国主義的傾向を帯びてきたことと関係する。ジョージ 3 世とその王室の徳が称えられ、残された帝国の権益に対する誇りが高々に謳いあげられた。⁵¹⁾ 単純ではあるが、アメリカでの敗北の埋め合わせを、東方に求めたとの解釈も多く見られる。「インド統治法」成立から 30 年間に 2 度の特許状更新があり、議会での活発な審議を経て会社の更なる改革に向けた答申が出されるのであるが、この時期はフランス革命やナポレオン戦争の時期と一致する。イギリスの交易は危機的状況に陥り、フランスによるインド侵攻の可能性が公然と議論された。会社の交易独占権に対する批判も今まで以上に高まり、1813 年の特許状法 (Charter Act) によって、ついに中国との貿易を除く会社の独占権が廃止されることとなる。「インド統治法」の成立は、東インド会社が元来の目的と繁栄を取り戻すのではないかとの期待をイギリス国民に抱かせたが、80 年代、90 年代を通じヘイスティングズ弾劾に駆けずり回ったバーク等の批判に答える内容でもあった。そしてバーク等がヘイスティングズ弾劾に集中する間に、政府と会社はインドの政治・行政機構の改革を可能にする実務的関係を構築する必要があった。

「インド統治法」の内容は、イギリス国内においてはインド監督庁を通じ、そしてインドにおいては国王任命の総督を通じて、東方交易における王権の復権を目指したものであった。そして、王室、インド監督庁、会社取締役会によって改革の旗手として選ばれた総督は、アメリカ独立戦争時のヨークタウンの戦いの敗戦将軍であったコーンウォーリスであった。彼は 1785 年から 93 年にかけての総督在任中に、ロンドンから指示された改革の実施に尽力する。第 1 次、第 2 次マイソール戦争ではハイダル・アリの軍に敗れたイギリスであったが、第 3 次マイソール戦争ではハイダル・アリの息子のティプー・スルタンによる攻撃に対し、彼は会社と同盟関係にあるトラヴァンコア救援のため自ら全軍の指揮を執り、バンガロールとマイソール近郊のセリンガパタムでティプー軍を破っている。コーンウォーリスは、ティプーの拡張主義よりもマドラス政庁の軟弱な態度に激怒し、ティプーがマドラス政庁の弱腰を見て野心を起こす

⁵⁰⁾ Peter Marshall, 'British Expansion in India in the Eighteenth Century: A Historical Revision', *Warfare, Expansion and Resistance*, Patrick Tuck, ed. (London and New York, 1998), pp. 1-2. 1784 年以前は、本国では政府と東インド会社に権限が分かれ、本国からのアジア在住イギリス人に対する統制はあまり効かず、インドにおいても各政庁を始め居留地の独立心は旺盛で知事の権限も比較的弱かった。

⁵¹⁾ 1760 年からの 60 年程を多くの社会史研究者は、階級間の緊張、改革運動や革命闘争に焦点を合わせて論じているが、そのような動きと並行して国民の間に国家意識の高まりや既成秩序の黙認があり、このような中流階級の愛国主義的傾向や、国旗を掲げ外国嫌いを公言する庶民層の広がりにも目を向けた研究の必要性を説く意見も多い。Linda Colley, 'The Apotheosis of George III: Loyalty, Royalty and the British Nation 1760-1820', *Past and Present*, 113, 96-7.

ことが無ければ、ティプーの今回の行動も無かったであろうと、ダンダスに書き送っている。⁵²⁾ コーンウォーリスは、出来る限り領土拡張のための軍事作戦は控え、結果的に会社の負債は削減された。但し彼の時代は、インドでの戦役に対する国の雰囲気が変化した時期であった。第3次マイソール戦争まではイギリス国民及び政治家たちはインドでの戦役に批判的であったが、コーンウォーリスのティプーに対する限定的勝利が国家の雰囲気を変えてしまった。この戦争はこれまでのような東インド会社のために戦われたというよりは、殆ど「国家の戦争」であったとみなす研究者もいる。実際戦争の展開は、これまで以上にメディアで詳細に紹介された。⁵³⁾ ティプーの死後、ダンダスが最後の脅威と考えたのは、マラータ、アフガニスタンのザマン・シャー、フランスが結びつく可能性であったが、そのためダンダスは、要地グジャラートに目を光らせる目的で当時同盟関係にあったポルトガルからゴアとディウを購入する計画も立てていた。⁵⁴⁾

コーンウォーリスはまた永代地稅制度 (Permanent Settlement、永代ザミンダール制度とも呼ばれる) を導入し、見方によってはこれを彼の仁慈的インド支配の典型と見ることもできるが、この制度によって地代からあがる収入を永代一律に固定し、その額は年間 300 万ポンドが見込まれるまでになった。これまでの地稅入札制度と違い、地稅収入が一定に保たれ地稅確保が確実になったことに加え、ザミンダールからの賄賂の誘惑で会社従業員が腐敗に手を染めることを封じることにもなったが、他方、生産性向上や穀物価格上昇に伴う増収が会社ではなくザミンダールの取り分となった。即ち会社は、ムガル帝国の徵稅請負人に過ぎなかったザミンダールを、私的土地所有者に変えてしまったのである。⁵⁵⁾ コーンウォーリスは、ザミンダールをイギリスの地方郷紳 (country gentlemen) に匹敵する存在と見ていたのかも知れない。ザミンダールが自分の地を良く管理し地稅を期日通り納めるならば、イギリス当局の介入を避けることができ、収益増加に繋げることもできた。コーンウォーリスの後任で經濟分野に秀でたショア (John Shore) も、会社従業員の出身のためか目立たないながらも永代地稅制度の定着に力を

⁵²⁾ ガードナー『イギリス東インド会社』173-5頁。

⁵³⁾ Peter Marshall, 'Cornwallis Triumphant: War in India and the British Eighteenth Century', *Warfare, Expansion and Resistance*, pp. 82-100.

⁵⁴⁾ 結局は、計画に伴う財政支出と拡張路線の踏襲が不可避であることの二つの不安要因から、計画が実行に移されることはなかった。HMC, *Fortescue*, VI, 312; Philips, *The East India Company 1784-1834*, p. 104.

⁵⁵⁾ 浜渦哲雄『大英帝国インド総督列伝』66-7頁。イギリスの第1次選挙法改正でも活躍したジェイムズ・ミルは、ベンガルの永代地稅制度の地主制的統治システムを批判し、この制度が小農民を法的に無権利な小作人に転落させてしまい、ザミンダールを近代的地主層に作り変えることに失敗したと結論付ける。インド滞在経験のないミルは、イギリスのヨーマン的な農民像を基準とした自由な土地所有を理想とし、ザミンダールではなく小農民に期待を寄せて、差額地代部分のみを小農民に国庫に納入させ、その他の部分は農民に帰属させるべきであると説いた。一方彼は、小経営の自作農が土地を所有して政府との間で地稅徵收契約を結ぶボンベイやマドラス管区のライヤトワラー制を擁護した。近藤英次「ジェイムズ・ミル『英領インド史』と哲学的急進主義」専修大学学位請求論文。『専修経済学論集』第3巻、第1号、123-39頁に論文要旨がある。

振るった。コーンウォーリスとショアが総督であった期間は、ロンドンではダングスの絶頂期にあたり、彼の支持を得た総督達も司法制度、収益確保、行政組織等の改編に努力した。1793年にはベンガルの地税から国庫に入る収入が50万ポンドに達し、「帝国建設」は計画通りに進んでいるように見えた。しかし、この時期にダングスを含め政府指導層は、インドにおける陸軍改編問題の緊急性を見逃していた。

ヘイスティングズの在任期の終わり頃には、各政庁の防衛は政庁独自で担うことができるようになっていたが、その軍隊(所謂インド軍)はヨーロッパ人(主にイギリス人)士官の指揮の下にインド人傭兵セポイを中心とした兵で構成されていた。インド軍士官及び兵の地位は、イギリスの正規陸軍士官等よりも劣るとされ、両軍が同じ作戦で行動する場合は普通後者に指揮権が委ねられた。その一つの背景としては、イギリス陸軍士官に貴族及びジェントリー層が占める割合が、中間層出身で一旗挙げることを夢見て仕官した者が多いインド軍士官の場合に比べかなり高かったことが考えられる。このような構造は、各政庁のインド軍を、独自の性格や特権を守ろうとする独立精神豊かな集団へと変えていった。インド軍は急速に兵員の数を増大させ、最大兵員数を誇るベンガルでは、1763年の6,680人から82年には52,400人へ、そして1805年には64,000人に増加している。このような増大する兵員の管理や補給のためには、そのための独自の行政機関が必要であったが、18世紀を通じてロンドンの会社の中に、軍事関連事項を専門に扱う部署が創設されることは無かった。インドでは、各政庁に司令官がいて、ベンガルには1756年以降インド最高司令官が置かれたが、インド全体を統括するための事務機関も他の政庁とのコミュニケーション手段も十分になく、結局マドラスやボンベイの軍組織は独自の動きをしたのである。⁵⁶⁾そして、ダングスやコーンウォーリスが描いた中央集権的改革は、インド軍を国王の軍隊として改編する道に通じるはずであったが、このような改編の法制化は実現せず、インド軍は事実上1857年まで独立的性格を維持した組織のままで残された。インド軍は会社によって指図を受ける状況にはなかったし、他方クライヴの例が示すように、インド軍の軍事力なくしては会社権益の防衛が最早不可能になっていた。しかし何故ロンドンのインド監督庁も現地インドの会社組織も、このような軍事優先政策への流れをチェックすることが出来なかったのであろうか。第一に、1763年以降ロンドンからの会社支配が弱体化し、

⁵⁶⁾ Raymond Callahan, 'The Company Army, 1757-1798, *Warfare, Expansion and Resistance*, pp. 24-5. 政庁間の連絡のみならず、ロンドンの会社指導層と各政庁の連絡にも、かなりの時間を要した。取締役会からインドの各政庁への連絡には巡回書簡が使われたが、例えば国王の議会へのメッセージやフランスとの決裂を報じた1803年3月17日付の書簡は、4ヶ月近くかけてベンガルに届けられた後(7月5日着)、セント・ジョージ砦(マドラス、8月3日着)、ボンベイ(8月24日着)の順で回されている。書簡によってはその逆のルートをとることもあった。An Account of the Dates of all Dispatches Transmitted by the Secret Committee of the Court of Directors of the East India Company, to the Several Presidencies in India, relative to His Majesty's Message to Parliament of the 8th March 1803, and to the Rupture with France, House of Commons Parliamentary Papers online.

軍の実権をにぎる者がインドの領土を統括し収益確保の手段を支配したことが挙げられる。19世紀になると、単に商館や要塞防衛のみならず、会社の直轄地やその周辺地域への軍事的冒険主義へと彼らを駆り立てたのである。インド軍士官にとって軍事拡大路線に向けてのこのような衝動の背景には経済的利益があり、実際にはクライヴのように成功した者は少なかったが、インド赴任前のイギリス社会での窮乏が武力を背景とした私貿易に彼らを走らせたのであった。これら士官クラスには、インド軍の王権からの独立と会社の介入からその特権を守る強い姿勢があり、インド軍が改革の波を免れる原因を作り出した。次に、インド軍による会社民政への浸透の時期がヨーロッパにおける対フランス、対ナポレオン戦争期と一致することを考えると、インド軍の中の軍事的拡張主義者がフランスの脅威を根拠に軍事冒険主義に走ったとも解釈できる。

コーンウォリスとジョアは、総督在任中ダンダスやピットの指示に従い、インドにおける英国権益の拡大を求めない不干渉主義に立って、専横ではあるが温和な総督として振舞った。コーンウォリス総督期は、本国ではダンダスの影響力が急速に伸長したときで、同時にインド監督庁と会社取締役会の関係も良好であった。⁵⁷⁾ しかし、彼らの後任であるリチャード・ウェルズリーは野心家で、ダンダスが国内や欧州問題に忙殺される中、掛かる経費や会社の財政及び交易上の利益を無視して、軍事的冒険主義に傾き英領インドの拡張路線を突き進む。彼は、弟で後にワーテルローでナポレオンに勝利するウエリントン公アーサー・ウェルズリーの力もあって、イギリスの宿敵であったマイソールのティプーを第4次マイソール戦争で完全に打ち破る。こうして彼は、彼自身と会社のインド軍に栄光をもたらし「帝国化」の基礎を作ったが、他方財政的には会社を赤字のどん底に陥れた。1802年初めにウェルズリーは、会社取締役会にカルナック、マラータ、デリーを含む北西地区の安定を報告し辞任の用意があることをほめかすが、すぐに第2次マラータ戦争が始まり、ウェルズリーはマラータの名前だけの長ペンシワ(Peshwa)をプーナに回復させてマラータの反対勢力と交戦し勝利する。⁵⁸⁾ ウェルズリーは1805年に辞任に追い込まれ、帰国後もインドでの行動に対して2度にわたる弾劾の危機にさ

⁵⁷⁾ Philips, *The East India Company 1784-1834*, pp. 61-79. ヘンリー・ダンダスは東インド会社総裁への1800年4月2日付書簡で、会社の東方交易独占批判の声に対し、政府の介入の必要性は認めつつ、実際の会社特権に関しては現状維持の立場を鮮明にして次のように書き送っている。‘That a direct interference by Government in the affairs of India is necessary for their stability and uniformity, I am more and more convinced; but that the ostensible form of Government, with all its consequent extent and detail of patronage, must remain as it now is, I am persuaded with never be called in question by any but those who may be disposed to sacrifice the freedom and security of our Constitution to their own personal aggrandizement and ill-directed ambition.’ *Supplement to the Appendix to the Fourth Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company, Appendix no. 47 (Private Trade)* (printed in 13 & 22 April 1812). House of Commons Parliamentary Papers online.

⁵⁸⁾ *Copy of Letter from Marquis Wellesley, to the Honourable the Court of Directors of the East India Company*, House of Commons Parliamentary Papers online.

らされるが、議会で否決され事なきを得る。しかし、クライヴの時と同様に、ウェルズリーの拡張主義的手法にはイギリス国内でかなりの支持があった。ウェルズリーの勝利は、アメリカ独立やフランス革命への反発が強まった時期とも重なり、イギリスでは愛国主義の歓喜で迎えられた。国内政治における王室人気と愛国心の高まり、既成の伝統にしがみついた寡頭政治に対する強い批判という時代の流れに乗ったのが、ピットと奴隷貿易反対や後述する庶民院での「宣教師条項」成立の立役者ウィルバーフォース(William Wilberforce)であり、ネルソンやウェルズリーのような国家的英雄であった。ウェルズリーが英雄視されること自体、会社の利益には大きな負の要素であったが、この時期イギリス本国のみならずインドにおいても、マドラス政庁のマンロー(Thomas Munro)のようなウェルズリー流帝国拡張支持者が現れた。⁵⁹⁾ マドラスのマンロー、ボンベイのエルフインストーン(Mountstuart Elphinstone)、ベンガルのメトカーフ(Charles Metcalfe)等は、インド統治には軍が中心的役割を演じるべきであるとの軍政優位的考えを明確にしてロンドンの会社取締役会を激怒させるが、会社上層部もインド監督庁もこのような考えに対処するだけの権威も準備も持ち合わせていなかった。インドでは元々会社の政治的(民政上の)機能と軍事的機能の境界が曖昧で、そのような状況を *militocracy* と呼ぶ者もあった。財政危機を心配し総需要抑制に動く会社上層部のサプライサイド・エコノミックスに対し、インド軍は、軍の要求が最初に満たされるべきであるとする需要主導型経済を標榜する。⁶⁰⁾ インド在住イギリス人官僚の新世代は、クライヴと衝突したサリヴァンの古い慎重論には見向きもせず、将来の栄達に繋がる機会を提供してくれるインド統治(Raj)、即ち帝国の拡張を望んだのである。⁶¹⁾ 帝国の拡張、特に藩王国を支配下に入れていく過程で効果的であったのが、条約に基づく駐留軍制度(the system of treaties)であった。ハイデラバード藩王国が好例であるが、条約に基づき会社軍は受入国の経費負担で藩王国に駐留することができた。⁶²⁾

ピットの「インド統治法」は、それぞれの組織が果たす役割を明確に描いている。政治、外交、法律はロンドンの政府に属し、インド監督庁を通じて監督施行され、東インド会社は交易と経営に専心することとなる。しかし、インドにおける交易、政治、軍事が重なり合う複雑な状況は、このような政策の意図を封じてしまった。1793年に特許状の更新を迎えた時には、会社の管理・抑制によってイギリスとインドの両方に利益がもたらされたとの自画自賛の言葉が会社側から聞かれたが、1813年にはこのような自信は完全に消失し、借金塗れになった会社は敵対的な政府に直面して、結局会社の財政危機を救うため議会の融資を懇願することとなった。⁶³⁾

⁵⁹⁾ Bence-Jones, *The Viceroy of India*, pp.7-8.

⁶⁰⁾ Douglas M. Peers, 'Between Mars and Mammon: The East India Company and Efforts to Reform its Army, 1796-1832', *The Historical Journal*, 33, 2 (1990), pp. 385-9.

⁶¹⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 126-36.

⁶²⁾ 浜渦哲雄『大英帝国インド総督列伝』74頁。

⁶³⁾ 1793年の特許状更新時の議会審議の様相については、ジェームズ・ミルが彼の著書『英領インド史』の

このような状況に答えて政府は、会社の貿易特権及び独占権を、広東との茶貿易を除いて全て取り上げたのである。このような結末の布石となったのは、1780年代及び90年代の反独占キャンペーンの復活であり、東インド会社の独占権に反対の論陣を張った者の中で最も多く引用されるのはアダム・スミスであろう。スミスによると、一会社に永久に独占権を与えることは、人為的価格操作、浪費、詐欺等の温床となり、またインドにおいては領土保有を伴う会社の活動がイギリス政府の主権にも抵触していることから、どのような国にとっても長期的には利益にならない。こうしてスミスは、オープンで競争的取引の実施を主張するのであるが、彼は交易会社の初期段階における独占を完全に否定しているわけではない。彼は東インド会社も交易に徹している間は、国や国民に利益をもたらして独占権も意味を持っていたが、領土拡張に走り出してからは、会社の役割と特権にメスを入れる必要が出てきたと考える。⁶⁴⁾ ナポレオン戦争下でのイギリスの経済状況悪化も、結果的に反独占キャンペーンを後押しした。1806年のイギリスのフランス沿岸封鎖宣言に応じて、ナポレオンもベルリン令及びミラノ令によってイギリスの完全経済封鎖(所謂大陸体制)を宣言する。制海権を握るイギリスは、ナポレオンが期待したように屈服し講和を求めることはなかったが、通商の激減がイギリス経済にかなりの打撃を与えた。⁶⁵⁾ 特にミッドランド及び北部の製造業者への影響は深刻で、鉄や繊維産業での雇用と生産に大きな打撃があった。このような課題の解決策として急に浮上してきたのが、東インド会社の独占を排除し東方貿易の開放を求めて、これら不況で苦しむ地域のために新しい東方の市場を創出するという案である。

反独占への支持はインドでも聞かれ、例えばウェルズリーは東インド会社の独占権を嫌い、その排他的特権を変更しようとした。彼が問題としたのは、会社の積み出し権に関するものである。この問題は、インド取引に必要な全ての船腹は東インド会社のみが提供できるとの特権があるため、会社の積み出し料金が他の請負会社と比べ高く、しかも船腹の供給も十分ではない状態が続いていることへの不満である。ウェルズリーの抗議は功を奏し、制限は緩和され他会社の船腹利用が拡大すると同時に、東インド会社の収益は当然のことながら落ち込むこと

中で描写している。ミルによれば、ダundasによって庶民院に提出された会社の財政状況は極めて良かったとされている。James Mill, *The History of British India* (London, 1858), 1~13. しかしその後中国及びインドをあわせた会社の売り上げ実績は、1798年から1808年の間を見ても8,319,273ポンドから5,156,971ポンドへと急激に下落しており、中国茶の売り上げは300万ポンド台を維持し堅調なのに対し、インドの落ち込み、特にベンガル布地の落ち込みが顕著である。'Account of Sales for Ten Years, from 1798-9 to 1907-8, distinguishing India and China, and the Species of Goods from each', *First Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company* (printed on 25th May 1808), House of Commons Parliamentary Papers online. 2年後の会社特別委員会報告では、1810年の時点でインド関連の累積赤字は30,876,788ポンドに達している。*Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company* (printed on 11th May 1810) Appendix. No.7, House of Commons Parliamentary Papers online.

⁶⁴⁾ Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, II. 753-5.

⁶⁵⁾ 本池立『ナポレオン 革命と戦争』世界書院、124-6頁。

になる。更に 1790 年代に会社は、インド交易への投資を増やす目的で、多額の資金を金融市場から借り入れている。この投資は 90 年代の将来景気予想に基づくものであったが、軍費費の増大等で営業利益も投資も枯渇し、借入と赤字財政によってのみ会社のインドでの必要を満たすことができた。⁶⁶⁾

上記のようなフィリップ・ローソン等による歴史描写は、会社財政の視点からインド統治の問題点を指摘する傾向が強く、ナポレオン戦争を通じ 1813 年に至るまでの時期の記述はかなり悲観的であるが、実はイギリスは 1805 年にトラファルガー沖海戦でフランス・スペイン連合艦隊を破って制海権に握り、インドにおいても 1807 年にホイッグの任命で総督に着任したミントー伯(1st Earl of Minto)によって東南アジア遠征が行われ、ジャワ(4 年後オランダに返還)やシンガポールを攻略して、この地にも大英帝国のタネがまかれることとなる。またミントーは、ウェルズリーによってインド統治の行政官養成を目的にベンガルに設立されたフォート・ウィリアム・カレッジの後援にあたり、イギリス人行政官のインドに関する知識の習得とインド古典の地位回復に努めた。しかし一方で、ミントーの総督在任中の 1809 年には、総督によるインド行政官の支配を懸念した会社取締役会が、ロンドン近郊ハートフォードにイースト・インディア・カンパニー・カレッジ(通称 Haileybury College)を創設し、インド行政にあたる行政官を養成した。1809 年以降はこのカレッジに 2 年間在籍しアジアの言語、法や習慣或いは経済学や会計を習得しなければ、原則としてはインドへ渡ることは出来なかった。またミントーは、ウェルズリーほどではないが、会社のインド交易独占に批判的であり、独占が必要な時期は既に終了したとの認識であった。⁶⁷⁾

1813 年以降インド総督は、国王から与えられた行政権を背景に官僚と軍隊の両方を統率しインド統治に当たったが、統治に関与する関係機関の間に統一された目的・方向性が欠如していたことは否めない。1813 年以降ロンドンの会社上層部は、費用効率が高く贅肉を落とした官僚機構をインドに導入したいと思っていた。しかし、軍事拡張路線による出費が会社の交易収益を奪い続けた。1813 年の特許状法によって東方におけるイギリスの活動の多くの側面に変化が生じたにもかかわらず、会社支配地域に駐留するインド軍とその活動にはメスが入られな

⁶⁶⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 137-41. 1810 年の議会特別委員会の報告によると、1810 年度の収支見通しは、収入が 7,242,194 ポンドに対し支出は 9,281,142 ポンドで、2,038,948 ポンドの赤字を想定している。特にインド関連債務により、支払いの滞っている為替手形の額が 1810 年 3 月時点で 2,292,606 ポンドに上り、拿捕や難破等船舶の損傷による 1,048,077 ポンドの損益とともに赤字の大きな要因になっている。インド関連債務は戦線の拡大による支出増大が主な理由であるが、このような状況に対応するための増資による資金調達案には、特別委員会が否定的見解を示している。Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company(May 1810), House of Commons Parliamentary Papers online.

⁶⁷⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 129-30. 浜渦哲雄『大英帝国インド総督列伝』72、77-9 頁。

かったからである。⁶⁸⁾ インドは多くの土侯国と徐々に拡大する会社支配地域に分かれ、支配地域防衛のためにはインド軍の存在は不可欠であった。このような政策にかかる費用は天文学的であったが、会社の交易と利益のためと称して軍事拡張路線は継続された。イギリスは第3次マラータ戦争に勝利すると、総督モイラ (Earl of Moira) の下でグルカ掃討作戦が始められ、1843年には大義名分の無いまま今日のパキスタンに当たるシンドに侵攻しそこを占領している。更にシク戦争によってパンジャーブを併合するが、総督の中でも最も英領インドの拡張に熱心であったのは、48年からセポイの乱直前まで在任したダルフージ (Marquess of Dalhousie) であった。ダルフージは、隣接する土侯国の継承紛争や失政もイギリスの勢力への脅威とみなして介入理由と考えているが、このような考え方は基本的にはダルフージに始まったことではなく、ビルマ戦争、中国とのアヘン戦争、アフガン戦争等の戦争原因の根底にも見え隠れする。会社とインド軍の関係は、ウェルズリー総督時からダルフージの時代まで殆ど変わっておらず、会社はインド軍の支援なくして、徴税も平和の維持も実現することはできなかった。しかも世界最大の常備軍とは言え、構成の大部分を占めるセポイの忠誠心がこの軍隊が機能するかどうかの鍵を握っていた。会社とインド軍の運命は1820年代には重複し、二つを別組織と考えることは最早できなくなっていた。インドにおける多くの公共事業や土木工事はインド軍工兵隊によって施工されていたため、工兵と公共事業担当官の役割は一致し、会社の従業員 (resident) とインド軍士官の責任もしばしば重複した。会社の民政と軍事の境界は徐々に曖昧化しつつあったと言えよう。⁶⁹⁾ インドの東インド会社領有地域も、この頃には英領インドと呼ぶに相応しい様相を呈していた。

1820年代後半には、会社支配地域の現地住人や制度には直接関与しないという会社の伝統的不干渉主義に対し、アングリカン・リヴァイヴァル運動に代表されるように現地の社会・文化の「改宗」にむけた運動が活発化する。1813年の特許状法によりキリスト教宣教活動に対する制限撤廃がなされ、宣教団はインドの宗教事情に関係なく会社統治地域に流れ込み活動を始め

⁶⁸⁾ 公職を去ったヘンリー・ダンダスの息子がこの頃インド監督庁長官職を占めていたロバート・ダンダスの指示もあり、会社は特許状の更新に備え1808年の段階から準備に入っている。ダンダスは東インド会社総裁及び副総裁宛の1808年9月30日付書簡で、英領インド統治の現状を維持するため、若干の修正を加える必要があるものの、会社特許状の更新のために議会への働きかけを開始することを提案する。会社側も、特許状の早期承認が会社のみならず国民のためでもありと、現状変更の修正にはやや懸念を表明しつつも、ダンダスや政府と更新問題で歩調を合わせることを確認している。*Papers relating to the East India Company's Charter, etc* (printed 14 April 1812). House of Commons Parliamentary Papers online. しかし実際には、戦争への対応で多忙を極める政府と財政問題に明け暮れる会社取締役会が、更新に向けて真剣に取り組み始めるのは1811年の冬になってからであった。この頃からリヴァプール等からロンドン以外の外港にもインド交易の機会を与えよとの要求が激しくなり、東インド会社は防戦に追われている。ダンダスの後インド監督庁長官になったバッキンガム卿は、マドラス知事時代に会社上層部と折り合いが悪く、長官就任後も特許状更新交渉はスムーズに進まなかった。会社にとっては、会社存続の重要な時期にバッキンガムが長官職に就いたことと、会社取締役会自体の中で意見が割れたことは不幸なことであった。Philips, *The East India Company, 1784-1834*, pp. 181-4.

⁶⁹⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 144-8.

るが、その他にも英語使用、教育、文化の各方面でイギリス化が強要される。財政危機に直面していた会社が、この時期に支配地域にあった現地住人に対しこのような政策を採ることは一種の驚きであるが、この変化はイギリスのその後のインド統治に大きな影響を及ぼした。1813年までの会社上層部のインド観は、エドワード・サイドが使用した意味とは異なるが、オリエンタリズムという言葉でしばしば表現される。インド固有の宗教、慣習や制度をできるだけ尊重しようとするこのようなオリエンタリズムの視点の起源は、ヘイスティングズ、コーンウォーリスの時代に遡り、ウェルズリー時代の軍事冒険主義の時代に一時途切れるものの、会社や政府のインド政策は基本的にこの柔和な路線を踏襲した。ところが、20年代、30年代に芽生えた改革運動はこのような温和主義的態度に変化を求め、現地文化に対するより干渉主義的方法に取って代わられる。この新しいアプローチが最も顕著となったのは福音主義者でもあったベンティンク (William Bentinck) の総督時代で、彼はこれまでどの総督もできなかったサティ(夫の火葬の際、未亡人も一緒に生きながら焼かれるヒンドゥー教の風習)を禁止したりして、インドの慣習や制度への不干渉主義を唱えるオリエンタリズムの伝統を打破している。ベンティンクは、インドはインド人のために治められると考え、そのためには西洋化以外に方法が無いとも信じていた。⁷⁰⁾ 新しいアプローチを支えたのは、福音主義、功利主義、リベラルな自由貿易主義という霊的、実務的違いもあり互いに結びつきにくい三つの流れであるが、オリエンタリズムがこれまでインドの人々や会社の利益に十分貢献してこなかったという考え方は一致し、西洋の考えに沿った霊的、社会的「改宗」を実施しようとした。宣教団体がインドでキリスト教に改宗させた人数は少なく、インドの日常生活への影響も殆どなかったとの指摘もあるが、各宣教団体は、インドにおける迷信と無知によって長らく抑圧されてきた人々に西洋の宗教と教育の恩恵を提供しようとする一点では一致していた。彼らは、自分たちの霊的目的達成の手段として、会社のより急進的な経済及び社会改革政策を支持した。教育においては、インド土着言語の保護というこれまでの会社の方針は、ヴィクトリア朝の進歩と改良の精神に符合しないとみなされ、英領インドにおいては教育と商業活動の分野で、更には高等裁判所での英語の採用が促進された。

西洋化の流れに沿った英語教育の推進に最も熱心だったのは、1833年の新憲章(所謂 India Act)に基づき英領インドの法整備のためにベンガルの参事会メンバーとして着任したマコーレー (Thomas Babington Macaulay) であったが、彼は全ての民が英語を習得することは不可能と考え、英語を話し思考や教養においてもイギリス人に匹敵するエリート・インド人階級を

⁷⁰⁾ オランダ系先祖を持つベンティンクはその他に、軍人の戦地手当であるバッタ (batta) を削減したため、Clipping Dutchman と呼ばれ軍人からの反発を買った。バッタはベンガルにおいては戦地のみならず駐屯地での勤務に対しても支払われ、ベンティンクの措置は会社取締役会の意向に沿うものであった。Peers, 'Between Mars and Mammon', pp. 387-8.

作り上げる努力をする。彼等のこのような努力が、バブ(babu)と嘲笑的に呼ばれるインド人階層を作り上げたのも事実であるし、マコーレー自身は反帝国主義者であったが、彼等が行った努力が結果的には、インドをイギリスにとっての効率的に統治された領土としてしまったことも否定しがたい。但し実際には、イギリス化への「改善」の流れの中では、民事、刑事裁判におけるイギリス・コモンロー導入の動きの方が影響は大きかったかもしれない。しかし、このような会社の西洋化政策も、その実際の影響となると部分的であったとも考えられる。土着勢力の反発のみならず、イギリスの基準を押し付けるような西洋化政策の中央集権的傾向は、自由主義者やオリエンタリストの賛同が得られなかったし、それ以上にこのような政策を推進するだけの財政的基盤を会社は持っていなかった。膨れ上がる軍事支出のほかに、30年代、40年代はインドの景気後退期にあたり、会社収益も相当に下落した。今日にも残る英語使用、近代インド法制度、官僚国家体制はベンティンク時代の名残である。⁷¹⁾

1813年以後東インド会社に認められていた中国茶交易の独占権も、33年の新憲章で破棄される。会社の茶交易独占が、1813年の特許状法によって他の交易と同様に破棄されなかったのも不思議であるが、茶交易が高い利益を生み出す分野であるのにもかかわらず、その独占がその後20年もの間続いたことも理解に苦しむ。当初茶との交換には銀等が使われたが、これは会社会計にとって直接懐に響くものであり、アヘンや綿がそれに代わって支払いに使用された。アヘンがインドでの戦争の戦費を賄ったのは事実であるが、高い利益があり本国で需要の落ちない茶の会社独占権を守ってくれる味方はもうどこにもいなかった。政府は会社の茶独占の破棄を既に25年頃には決めていたようで、33年の新憲章はそのような決定を追認したことに過ぎない。更に言えば、既に33年の段階で、エリザベス1世期から東インド会社が担ってきた東方交易業務は終わったと考えてよい。会社上層部もこのような状況変化の認識は持っていたようで、実際特許状更新が差し迫った31-32年の段階で取締役会は交易活動の規模を劇的に引き下げている。33年の新憲章以後会社は、単にインド統治に関わることを許されただけで(これまでのように交易を目的とした統治ではなく)、交易活動そのものは許されなかった。インド統治の役割が維持されたのは、インド情勢に通じた政府からの独立機関がなかったためで、その役割を会社取締役会は無難にこなした。このような対処は確かに変則的だが、イギリスらしいプラグマティズムと言えよう。⁷²⁾ 1853年の特許憲章更新は、このような過去の交易権の放棄

⁷¹⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 149-55.

⁷²⁾ Desika Char, *Readings in the Constitutional History of India*, pp. xlii-xliii; K.N. Chaudhuri, *The Economic Development of India under the East India Company 1814-58* (Cambridge, 1971), p. 18. 東インド会社が独占権を失うかなり前からインドの外国貿易は、代理商館(Agency House)に代表される個人貿易商の手に移っていた。そのような会社が、カルカッタに50社、ボンベイに17社、マドラスに10社あったと言われる。代理商館設立当初は、インド貿易に携わる商人や製造業者の代理人の役割を果たしたが、その後代理商館は、代理ではなく独自の交易を行うようになる。東インド会社は、自分達が対応できない交易を少数の代理商館、個人貿易商に免許を与え下請けに出した。代理商館はヨーロッパやアメリカとの

を単に確認しただけである。そして大反乱後の 1858 年のインド統治法で、東インド会社はインドにおける行政機能をも政府への移管となって失い、1874 年に会社自体が解散となる。⁷³⁾

1813 年から会社解散までの間にインドの輸出入額は 4 倍に増大したが、この期間にイギリスとの政治的繋がりによってインドは一次産品生産国になり、イギリス産業の原材料と食料の供給国となる。17 世紀までのイギリスのアジアとの交易は二国間交易であって、その場合貴重な銀塊がイギリスから出て行くこととなる。しかし、支那茶と絹の消費拡大が多国間交易の道を開け、インド、支那、イギリスの間で三角貿易を可能とした。インドに対しイギリスは債権国の立場にあり、インドは他国に対して債権国の債主であったため、イギリスはインドへの輸出を増加させることで、これらの国からの輸入を増やすことができた。このようにインドは、イギリスの単なる原材料供給国とイギリス工業製品の潜在市場ではなく、金融面でも重要な役割をも演じたのである。しかし、33 年以降交易会社としての役割をほぼ終えた東インド会社に、このような金融システムの中での活躍を見ることはできなかった。⁷⁴⁾ 大反乱を待つまでもなく、既にこの時期に会社は時代錯誤の象徴として解散への道を駆け落ちていたと考えられる。

5. 結び

東インド会社の歴史を振り返った時に誰もが感じることは、一貿易会社がどのようにして支配地域を拡大してインド亜大陸の政治的、領土的勢力に変貌していったかという疑問である。ムガル帝国の弱体化もその原因の一つに挙げられるが、同じ時期にマラータ、マイソール、アワド等が勢力拡大を実現させつつあった事実を見ると、帝国の弱体化だけでは説明がつかない。⁷⁵⁾ 実際、力をつけたこれらの勢力に対応するため東インド会社は手一杯であったし、軍事拡張主義による領土の拡大及び支配は、当初ロンドンの会社上層部によってもカルカッタのベンガル政庁によっても意図されていなかったことは明らかである。ましてや、会社が帝国建設の意図や戦略を持ち合わせていたとは全く考えられない。実は会社はもちろんのこと収賄と汚職が蔓延していた会社従業員の間でも利益追求が第一とされ、18 世紀の後半には会社の軍勢力を背景として利益追求のための諸要求を獲得していくパターンが徐々に確立されていく。そし

交易のみならず、銀行預金、海運、保険、インドアイ生産者への融資等も請け負い、インドの小作農民と国際市場を結びつける役割をも果たした。しかし、このような代理商館の東インド会社との結びつきが、1813 年以降のインド交易完全開放による競争激化と 30 年代初めの信用危機・不景気時に、代理商館を存続の危機に陥れたのであった。Ibid., pp. 18-22.

⁷³⁾ Lawson, *The East India Company*, pp. 156-9.

⁷⁴⁾ Chaudhuri, *The Economic Development of India*, pp. 2-5.

⁷⁵⁾ これまでムガル帝国の衰退とイギリスによる支配の間には、政治的混乱と経済停滞で象徴される「空位期間」が存在するとの考えが支配的であったが、アワドやマラータの興隆はそのような空位期間の存在自体を否定する。Jim Philips, 'A Successor to the Moguls: The Nawab of the Carnatic and the East India Company, 1763-1785', *International History Review*, 7.

てこのような軍隊を維持するためには、隣接するインドの支配勢力に対し新たな要求を繰り返す必要があった。このような要求の必要性が、会社を単なる交易から地域行政に介入する税徴収組織に変えてしまったと言えよう。肥大した軍隊は会社の交易収益だけでは維持することができず、軍隊維持の費用は近隣の従属インド支配勢力に課されることとなる。⁷⁶⁾ イギリスの力を行使する手段である軍隊の肥大が、継続的領土拡張の動機となったと解釈できるが、その点から見ると、クライヴの存在と彼が付与されたジャギール、そして更に重要なベンガル・ビハール・オリッサの徴税権の贈与は、このような拡張主義の切っ掛け或いは象徴として大きな意味を持っていた。徴税権という極めて政治的権益の獲得により、会社にベンガル統治の責任が生じたことを考えると、会社の交易会社としての舵取りに狂いが生じ始めたのはクライヴの時代からであったと考えられる。

⁷⁶⁾ Tuck, *Warfare, Expansion and Resistance*, p. viii. 更に実際の税徴収は、世襲の徴収権限を持つザミンダールに下請けに出された。Bowen, 'A Question of Sovereignty?', p. 158.